

平成 29 年

三重県議会定例会会議録

(6 月 16 日)
(第 15 号)

第
15
号
6
月
16
日

平成29年

三重県議会定例会会議録

第 15 号

○平成29年6月16日（金曜日）

議事日程（第15号）

平成29年6月16日（金）午前10時開議

第 1 県政に対する質問

〔一般質問〕

会 議 に 付 し た 事 件

日程第 1 県政に対する質問

会 議 に 出 欠 席 の 議 員 氏 名

出席議員 49名

1	番	芳 野	正 英
2	番	中瀬古	初 美
3	番	廣	耕太郎
4	番	山 本	里 香
5	番	岡 野	恵 美
6	番	倉 本	崇 弘
7	番	稲 森	稔 尚
8	番	野 村	保 夫
9	番	下 野	幸 助
10	番	田 中	智 也
11	番	藤 根	正 典

12	番	小島	智子
13	番	彦坂	公之
14	番	濱井	初男
15	番	吉川	新
16	番	木津	直樹
17	番	田中	祐治
18	番	野口	正
19	番	石田	成生
20	番	大久保	孝栄
21	番	東	豊
22	番	山内	道明
23	番	津村	衛
24	番	杉本	熊野
25	番	藤田	宜三
26	番	後藤	健一
27	番	北川	裕之
28	番	村林	聡人
29	番	小林	正男
30	番	服部	富児
31	番	津田	健規
32	番	中嶋	年介
33	番	奥野	英広
34	番	今井	智隆
35	番	長田	隆尚
36	番	舘	直人
37	番	日沖	正信
38	番	前田	剛志
39	番	舟橋	裕幸

40	番	三 谷	哲 央
41	番	中 村	進 一
43	番	青 木	謙 順
44	番	中 森	博 文
45	番	前 野	和 美
46	番	水 谷	隆
47	番	山 本	勝
48	番	山 本	教 和
49	番	西 場	信 行
50	番	中 川	正 美
(42)	番	欠	番

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	福 田	圭 司
書 記 (事務局次長)	岩 崎	浩 也
書 記 (議事課長)	柁 屋	眞
書 記 (企画法務課長)	稲 垣	雅 美
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	中 村	晃 康
書 記 (議事課主幹)	西	典 宏
書 記 (議事課主幹)	黒 川	恭 子

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木	英 敬
副 知 事	渡 邊	信一郎
副 知 事	稲 垣	清 文
危機管理統括監	服 部	浩
防災対策部長	福 井	敏 人
戦略企画部長	西 城	昭 二

総務部長	嶋田 宜浩
健康福祉部長	田中 功
環境生活部長	井戸畑 真之
地域連携部長	鈴木 伸幸
農林水産部長	岡村 昌和
雇用経済部長	村上 亘
県土整備部長	水谷 優兆
健康福祉部医療対策局長	松田 克己
健康福祉部子ども・家庭局長	福永 和伸
環境生活部廃棄物対策局長	中川 和也
地域連携部スポーツ推進局長	村木 輝行
地域連携部南部地域活性化局長	伊藤 久美子
雇用経済部観光局長	河口 瑞子
企業庁長	山神 秀次
病院事業庁長	長谷川 耕一
会計管理者兼出納局長	城本 曉
教 育 長	廣田 恵子
公安委員会委員	川端 郁子
警察本部長	難波 健太
代表監査委員	山口 和夫
監査委員事務局長	水島 徹
人事委員会委員長	竹川 博子
人事委員会事務局長	山口 武美

選挙管理委員会委員

野田 恵子

労働委員会事務局長

永田 慎吾

午前10時0分開議

開 議

○議長（舟橋裕幸） ただいまから本日の会議を開きます。

質 問

○議長（舟橋裕幸） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。19番 石田成生議員。

〔19番 石田成生議員登壇・拍手〕

○19番（石田成生） おはようございます。会派自民党、石田成生でございますが、通告に沿って質問をしてみたいです。よろしくお願ひします。

まず一つ目ですが、三重県の水産資源の持続的利用についてお尋ねいたします。

三重県にはおいしいものがたくさんあります。三重県民は三重県のたくさんのおいしいものをいただけてきました。そして、県外、国外の方々にも召し上がっていただき、それが産業になっています。

三重県は1000キロメートルを超える海岸線を有し、木曾三川など多くの河川が流入する伊勢湾海域、リアス海岸の鳥羽・志摩海域、黒潮の影響を強く受ける熊野灘海域など、それぞれの特徴を生かした多様な水産業が営まれています。平成26年、全国の漁業生産量に占める三重県の漁業生産量の割合は約4%で全国第5位、漁業生産額の割合は全国第8位であります。量にして5位、額にして8位、水産立県であると言えます。閉鎖性水域である伊勢湾は自然環境に加え、生活排水や工業排水の影響を受けやすい条件を持っています。陸域からの、陸域というのは陸の部分からの、先ほど言いました生活

排水や工業排水のことですが、陸域からの汚濁負荷を削減するため、生活排水については平成8年より、生活排水処理アクションプログラムに基づき下水道や合併浄化槽等の整備を進め、工場排水については昭和50年代から、汚濁物質の総量削減計画に基づき取組を進めており、伊勢湾の水質は徐々に改善しております。

県では、水産資源の持続的・安定的供給に向けて、干潟や藻場造成、種苗放流、種苗放流とは稚エビとか稚貝の放流ではありますが、そのような様々な取組を行ってきましたが、これらの取組に加え、漁業者による自主的な資源管理の取組が必要であります。

そこで、まず、伊勢湾内漁業者による資源管理の取組は現在どのように行われているのか、また、資源管理の取組に参加する漁業者を増やしていくための県の支援策について、三重県漁業全般적으로お答えを願います。よろしくお願いいたします。

〔岡村昌和農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（岡村昌和） 伊勢湾内における県内漁業者の資源管理の取組と県の支援策ということで御答弁申し上げます。

水産資源は自然に発生する魚をとるという性質から、とり過ぎた場合、魚を絶滅させるという可能性があります。そこで、将来にわたりまして漁業を継続して行っていくためには、漁業者自らがとり過ぎないということに加えまして、十分に成長していない小型魚を保護し、魚を大きくしてから漁獲すること、あるいは産卵期の親魚を残すなどの資源管理を行うことが重要であるというふうに考えております。

現在、県内では37の資源管理計画が策定されておまして、1600人を超える漁業者の方が参加をしております。このうち、伊勢湾におきましてはイカナゴ、通称コウナゴでございますけれども、このイカナゴを対象とする船びき網漁業や、アサリなどを対象といたします底びき網漁業、採貝漁業、などによりまして七つの資源管理計画が策定されておまして、700人を超える漁業者が参加し、定期休漁や漁獲量制限、禁漁区と禁漁期の設定、また、小

型魚の再放流による漁獲物規制などといった資源管理を行っているというところでございます。このほか、アサリの資源管理といたしまして、ふるいを用いての漁獲サイズの制限でありますとか、1人当たり60キログラムまでの漁獲量制限など、自主的な資源管理も各地で行われているというところがございます。

こうした中、県では、みえ県民力ビジョン・第二次行動計画や三重県水産業・漁村振興指針におきまして、資源管理計画に参加する漁業者の割合を、平成26年度の14%から31年度に30%に引き上げるというふうな数値目標を設定いたしまして、取り組んでいるというところがございます。

また、資源管理の取組が適切であるかどうかを判断するために、計画策定から5年ごとに資源管理計画の評価と検証を行いまして、必要に応じて計画の取組を見直すということとしております。今後はこの目標達成に向けまして、大きく次の4点について取り組んでいくこととしております。

1点目は、三重県漁連等と連携いたしまして、漁業者向けの研修会を開催するなど、資源管理に対する意識を高めまして、主体的に取り組む人材を育成してまいります。

2点目は、計画的に資源管理に取り組む意欲のある漁業者が減収を恐れず積極的に取り組めるよう、三重県漁連及び三重県漁業共済組合等と連携いたしまして、資源管理・漁業収入安定対策の仕組みの周知でありますとか、漁業共済等への加入促進に努めてまいります。

3点目は、県内漁業者に対しまして、地域の特性を踏まえた資源管理計画の策定について、引き続き技術的な助言、指導を行ってまいります。

そして、4点目ですが、資源管理の取組をより効果的なものとするために、対象魚種の資源状態や生態に関する知見を収集いたしまして、科学的根拠に基づく取組へと発展させてまいります。

これらの取組を通じまして、資源管理に参加する漁業者を増やし、伊勢湾をはじめとして、県内の水産資源の持続的な利用を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔19番 石田成生議員登壇〕

○19番（石田成生） ありがとうございます。

持続可能な水産業にするために様々な取組を行って、漁業者と連携をとっていただいておりますというお答えでございました。官民連携して御努力いただいても、自然相手の産業ですので、抗えないこともあります。

近年、漁場環境の変化に伴い、主要な水産物であるコウナゴ、アサリなどの資源量が激減しております。伊勢湾のコウナゴは2年連続の禁漁、熊野灘のサンマは水揚げはほぼゼロとなりました。コウナゴについては、2週間前の5月31日に、三重テレビ放送で「春は何処へ」という番組で紹介されておりましたので、三重県水産研究所鈴鹿水産研究室の資料とあわせて、コウナゴの今を御紹介いたします。

三重テレビの番組の「春は何処へ」のサブタイトルは「消えた春告魚」。春を告げる魚と書いて、北海道ではニシンのことを指します。江戸前ではメバル、伊豆ではトビウオ、瀬戸内ではサワラ、そして伊勢湾ではコウナゴ、正式名称はイカナゴで通称コウナゴです。鳥羽市の神島沖で産卵し、成長しながら湾の中へ北上します。コウナゴは温度の変化に敏感な魚で、海水温が25度を超えると死ぬそうです。

伊勢湾の海水温は年に0.03度上昇していると言われ、コウナゴがいないことへの温暖化の影響は否定できないようです。漁の解禁は、コウナゴの稚魚が3.5センチ程度に育ったところに、三重と愛知の漁業者が決めます。昨年、2016年、親となるコウナゴを残すため初めて禁漁といたしました。今年、2017年、試験操業を行った結果、コウナゴは戻ってこず、3月6日、両県の漁業者は禁漁を決めました。

コウナゴがとれないことは、漁業という第一次産業だけの問題ではありません。第二次産業である加工業者にも大きく影響を及ぼしております。コウナゴの加工だけを行っている加工業者は、2年間工場を動かせておりません。

コウナゴの夏眠、夏眠というのは夏に眠ると書きます。冬眠、冬に眠るに

対して夏眠、夏に眠るんですが、夏眠と資源量について、パネルを使って少し説明をいたします。（パネルを示す）

12月下旬から1月上旬に産卵します。その産卵は、この図にあります、カラーで見ていただいておりますが、青い部分で産卵して2週間ほどでふ化します。そして、成長しながら伊勢湾の中に入って行って、3.5センチメートルになったころにとって、あと5月後半から南下します。これは、コウナゴは温度に敏感だということです。そして、夏の暑いときには、この赤い丸の部分で夏眠をします。夏に眠ると書きます。

次のパネルですが、（パネルを示す）試験操業の調査の結果、一昨年、2015年は、この伊勢湾の中に数字がごらんをいただけますでしょうか。単位は1平方メートル当たり何匹かという単位で、1平方メートルだけすくうことはできませんから、もう少し広範囲ですくいまして、平方メートル当たりを割り戻して数字が出ております。あちこちで、そんなに大きな数字じゃないところもありますけれども、このように各調査地点でそれぞれ数字が上がっております。この翌年の2016年、次のパネルです（パネルを示す）、全ての調査地点で一匹もないという調査結果、こういう結果が出ましたから、昨年初めて禁漁を決めました。そして、今年戻ってくることを期待したのですが、次のパネル（パネルを示す）、昨年とほぼ同じような結果で、ほとんどの地点でゼロであります。たまたま1カ所で0.41という数字がありますけれども、ここの0.41をもってとろうという結果には至らず、2年連続の禁漁となったと、こういうことでございます。

コウナゴのことについてお話をしましたが、お尋ねする前に、熊野灘のサンマについてもお聞かせを願いたいと思います。

熊野灘のサンマ漁は、5月22日の新聞報道にこうありました。5月末までとなっている熊野灘のサンマ漁が、今季は漁獲ほぼゼロのまま幕を閉じようとしています。特産品として全国的に有名な丸干しの材料に他県産を使う業者もあらわれる中、地元産にこだわって今季の生産を取りやめた業者もあり、熊野産サンマの行く末に不安の声が上がっている。熊野きのもとサンマ祭り

には遠方からの観光バスが連なるなど続々と客が訪れたが、振る舞われた丸干しは宮城県産だった。2012年に始まった同イベントで他県産が用いられたのは初めてだった。開催そのものをどうしようかという声もあった。これが熊野産のサンマの現状であります。

伊勢湾のコウナゴ資源の激減や熊野灘のサンマ不漁の原因に関する県の見解と今後の対応について、そして、漁業者は自然災害と捉えざるを得ないと話してみえましたが、県の見解をお聞かせいただきたいと思います。

○農林水産部長（岡村昌和） 伊勢湾のコウナゴ、及び熊野灘のサンマに関する不漁の原因と対応ということでお答えします。

イカナゴ、通称コウナゴにつきましては、夏の時期に暑さから身を守るために、先ほど御紹介がありましたように、夏眠というものを行う性質を持っております。しかしながら、この2年ほどは伊勢湾口で夏眠するイカナゴは激減しておるということで、翌年の稚魚の発生もごくわずかなものというふうになっております。

これまで行いました私ども県の水産研究所の調査によりますと、夏眠前に十分栄養が蓄積できなかったこと、また、夏季の海水温が平年より高目で推移したことなどによりまして、夏眠前後に大量へい死したことが要因であるのかなというふうに考えております。しかしながら、伊勢湾のイカナゴ資源激減の詳細な要因につきましては不明な点も多いということもございますので、本年の5月に、国に対してより詳細な原因究明等について要望したところでございます。

また、サンマにつきましては、冷たい水に沿って南下するという習性がありまして、毎年秋から冬にかけて、北海道から東北沖、静岡県沖を通過いたしまして熊野灘に来遊するというふうなことでございますけれども、今漁期は温かい海水の固まりが北海道沿岸に張り出した結果、来遊経路が変化したことや、あるいは公海での外国漁船による漁獲の増大、また、生まれてくるサンマ自体も減少しているというふうなことによりまして不漁になっているものというふうに考えております。

なお、本県の漁業者のみならず、他県や他国の漁業者もサンマを漁獲することから広域的な資源管理が必要であるため、こちらについても本年5月、国に対してより詳細な不漁の原因究明と国際的な資源管理の強化を要望したというところでございます。

今後の対応でございますが、イカナゴにつきましては県水産研究所による調査を拡充いたしまして、夏眠前後のイカナゴの栄養状態や、夏眠場所における水温等環境の把握に取り組むとともに、漁業者が行います資源管理を支援しながら、資源の回復に努めてまいりたいというふうに考えております。

サンマにつきましては、各国の参加する国際機関である北太平洋漁業委員会が、今年の7月に資源評価や管理措置を検討することとしておりますので、こうした委員会や国等の動向を注視しながら、最新情報を収集いたしまして、漁業関係者に提供していきたいと考えております。また、県におきましても、熊野灘海域での漁場調査や分析などを進めてまいりたいというふうに考えております。

〔19番 石田成生議員登壇〕

○19番（石田成生） 自然が相手であることなど、人間の努力だけで百点の答えはなかなか出せないんだと思いますが、そんな中でも愛知県、三重県の両県、それから国とさらに詳細調査をしながら原因究明をして、それと行政と漁業者と力をあわせて持続的、継続的な水産業が営めるように、ぜひお願いをしたいと思います。

そしてもう一つ、アサリについてもお尋ねをします。

昔の小学校低学年の春の遠足といえば、大体決まって潮干狩りでした。アサリの国内漁獲量はピーク時には16万トンを超えていましたが、現在は2万トンを下回るまでに減少しており、本県においては1万5000トンをピークに、平成27年は100トン近くまで減少しております。原因としては、台風やゲリラ豪雨による河口域の淡水化や、貧酸素水塊の発生、生息場所となる干潟の減少などがあります。県では平成28年度から漁業者と連携して、アサリが産卵する大規模な干潟の造成などに取り組んでいるところでありますが、四日

市地先において県が実施している伊勢湾アサリ復活プロジェクトについて、現在の進捗状況と今後の取組についてお答えを願います。

○農林水産部長（岡村昌和） アサリ資源の回復、増大を図るためには干潟の造成が有効であると考えておきまして、県では平成24年度から、四日市地先におきまして、全体計画が5ヘクタールとなる干潟造成に取り組んでおきまして、28年度までに2ヘクタールを整備したというところでございます。

また、平成28年度からは、アサリ漁業の関係者等で構成されます三重県アサリ協議会と連携しながら、この干潟造成を、先ほど御紹介ありました、伊勢湾アサリ復活プロジェクトの取組の一つとして位置づけまして、重点的に取り組んでいるというところでございます。

このプロジェクトにおきましては、伊勢湾の奥、四日市地先での干潟の造成、また、台風時の出水等による稚貝の大量死を未然に防止するため、成育に適した干潟に移殖する仕組みの構築、それと、アサリ資源の保全・増大を図るために関係者が協働する仕組みづくりという、この三本の柱で進めていくということとしております。

今後、四日市地先における干潟の造成につきましては、河川等のしゅんせつ土砂を有効に活用できるよう関係者と協議しながら、平成32年度の完成に向けて整備を進めてまいりたいというふうに考えております。また、現在、県と三重県アサリ協議会が連携して構築を進めております効率的な稚貝移殖を、四日市地先の干潟においても実践していきたいというふうに考えております。

今後も引き続き、三重県アサリ協議会など関係団体と十分に連携を図りながら、四日市地先をはじめとする伊勢湾内におけるアサリ復活プロジェクトを、計画的かつ着実に進めてまいりたいというふうに考えております。

〔19番 石田成生議員登壇〕

○19番（石田成生） ありがとうございます。

三重県の自慢の一つは、海や山にたくさんのおいしいものがあるということでもありますし、また、これによって三重県のたくさんの産業が成り立って

おります。いつまでもおいしいものがたくさんある美し国三重と言えるように、官民あわせて御努力が要るのかなと思っておりますので、よろしく願いたいと思います。

コウナゴの減少については、過去の漁獲量、手元に資料がございまして、過去60年の資料があります。一番たくさんとれた年が昭和47年に2万トンとれています。一番少なかったのが昭和57年の356トンという数字があります。その一番少なかった356トンの翌年を見ますと6363トンとれています。356トンしかこの年はとれなかったから、翌年も増えても少々かなと思ったら、結構これ、約20倍ぐらいになっていますので、それこそ自然相手のものでありますから、どんなことになるかはわからないような産業なのかなということを思います。

ぜひ、この今行っておる取組によって、県と漁業者のあらゆる対策によって、来年コウナゴが戻ってくることを期待したいと思います。来年、しっかりコウナゴがとれましたら、知事のところに早速持ってまいります。皆さんのところはちょっと無理なので、知事と副知事ぐらいのところにはコウナゴを持ってまいりたいと思いますので、しっかりひとつ取組をお願いしたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。

アクティブ・シチズンとの協働・応援についてであります。

みえ県民力ビジョン・第二次行動計画に記述されていますように、人口減少、高齢化がますます加速し、地域の活力低下や担い手不足が懸念される中で、課題を解決し、人口減少下でも地域の魅力が発揮され、県民の皆さんが日々幸福を実感しながら暮らしていくには、三重県政とアクティブ・シチズンとの協働は欠かすことはできません。

アクティブ・シチズンとは、一言で言うと、地域社会において環境保護や防災活動などに積極的に参加する県民となります。どんな方たちがアクティブ・シチズンなのかというと、例えば消防団長と消防団員、総務大臣委嘱の行政相談委員、法務大臣委嘱の人権擁護委員、それから、同じく法務大臣委

嘱の保護司、厚生労働大臣委嘱の民生委員、市町教育委員会委嘱のスポーツ推進委員、知事委嘱の食品衛生推進委員などなど様々あります。

まず、お尋ねしたいことは、消防団員についてであります。

消防団員は消防組織法第22条に「消防団長は、消防団の推薦に基づき市町村長が任命し、消防団長以外の消防団員は、市町村長の承認を得て消防団長が任命する」とあり、制度上の位置づけがなされています。三重県は、アクティブ・シチズンである消防団とのかかわりや認識を、県民力ビジョンの中で次のように表現しています。

施策111災害から地域を守る人づくりには、地域において共助の取組を促進するために組織の力の活用が重要であり、消防団や自主防災組織の充実強化と連携強化を進めることが重要とし、施策112防災・減災対策を進める体制づくりにおいては、消防団員の減少、平均年齢の上昇、多様化・増加する消防救急需要などに対応するため、消防の充実・強化に取り組む必要があるとしています。

こうした課題に対応するために、みえ消防団応援の店制度が始まりますが、この取組について、消防団を取り巻く現状と制度について教えてください。

[福井敏人防災対策部長登壇]

○防災対策部長（福井敏人） 消防団を取り巻く現状と、みえ消防団応援の店制度についてお答えをいたします。

消防団は住民の安全・安心の確保のために大きな役割を果たしておりますが、全国的に団員数の減少や平均年齢の上昇が進んでおり、大きな課題となっております。本県の消防団員数は、平成29年4月1日現在で、速報値であります1万3692人となっております、前年に比べまして11人減少をしております。平成18年度からの10年間の減少率を見ましても、全国平均の4.9%よりは少ないものの、1.6%の減少というふうになっております。また平均年齢は平成28年4月1日現在で41.2歳となっております、全国平均の40.5歳を0.7歳上回っている状況にあります。

これまでも消防団への入団促進を図るために、毎年2月をキャンペーン月

間と位置づけまして、三重県消防協会や市町と連携をいたしまして、広報媒体を活用したPRでありますとか、主要駅へのポスター掲示や啓発物品の配布などに取り組んできたところでもあります。特に若年層の入団促進に向けまして、大学や短期大学等の学生に消防団の重要性や魅力を伝える取組を行っており、昨年度から津市や四日市市では学生消防団活動認証制度を導入するなど様々な取組を展開しております。また、女性消防団員の入団促進と活性化を図るために、女性団員のいない市町への働きかけや、女性団員同士の交流を図るための研修会等も実施をしているところであります。

このような状況の中、消防団員を応援する新たな試みといたしまして、みえ消防団応援の店制度を本年10月から開始することとなりました。この制度は、県内の事業者の方々にみえ消防団応援の店として登録をしていただき、消防団員や家族の方が消防団員カードを登録店舗で提示することによりまして、購入金額の割引などの特典やサービスの提供を受けることができる仕組みとなっております。

県といたしましては、三重県消防協会や市町と連携をいたしまして、地域防災のかなめとなる消防団員やその団員を支える家族への応援の輪を広げることによりまして、消防団への理解を促進し、地域防災力の充実強化につなげてまいりたいと考えております。

以上であります。

〔19番 石田成生議員登壇〕

○19番（石田成生） 消防団を取り巻く現状と、それから、みえ消防団応援の店制度について御説明をいただきました。

（パネルを示す）このような消防団応援の店の制度のパフレットがあります。消防団員とその家族が、消防団員である、または家族であるという証明をお店に提示することによって、先ほども説明いただきましたが、様々なメリットがあるわけですね。購入金額の5%引きとか、ドリンク1杯無料とか、ポイントが何倍かとか、そのようなメリットをつけて、こういうことをインセンティブにして消防団に参加してもらおうと、そういう応援の店制度で

あり、今年の10月からスタートの予定でございます。

今日現在、この消防団応援の店にはどれぐらいの登録申し込みがあるのか、お教え願いますでしょうか。お願いします。

○防災対策部長（福井敏人） みえ消防団応援の店制度への登録に当たりましては、市町に協力を依頼して管内の店舗に働きかけを行っていただいています。そして、県におきましても、関係団体や全県規模のチェーン店とか大規模施設などを中心に協力依頼を行っておるところでありまして、現在、飲食関係とか販売関係など131店舗からの登録申し込みをいただいております。

なお、この件数につきましては、申込書の提出をいただいております一部の市町の数でございまして、また登録に向けた手続きを行っていただいております大規模チェーン店などは含まれていないことから、今後も増加をするというふうに考えております。

引き続きまして、関係機関と連携をして、登録店舗の増加に向けた取組を進めてまいります。

以上であります。

〔19番 石田成生議員登壇〕

○19番（石田成生） ありがとうございます。

みえ消防団応援の店の制度は時代を捉えた制度だと思います。そして、この制度の効果で、少しでも消防団に入り、アクティブ・シチズンとして活躍していただける方が増えることを期待いたします。

次に、消防団員以外にも、先ほど紹介いたしました行政相談委員、人権擁護委員、保護司、民生委員、スポーツ推進委員、食品衛生推進委員の方々がアクティブ・シチズンとして、それぞれの地域の自治会の大変な御苦労のもと御推薦をいただき、委嘱や任命をされ、消防団の方々と同じように行政と協働して活躍をされております。このうち民生委員については、施策132支え合いの福祉社会づくりでは、地域におけるきずなの希薄化、少子・高齢化の進展により福祉的支援を必要とする高齢者や障がい者、生活困窮者などを社会全体で支え合う体制づくりが必要であるとしており、ここでは民

生委員が地域社会で重要な役割を担い、アクティブ・シチズンとして活躍されていることを示しております。

そこで、消防団員の支援同様、県全体の施策について、協創・協働の視点で地域社会に貢献する役割を担う人たち、いわゆるアクティブ・シチズンたちへの支援を、県として消防団と同じ目線で検討していくべきだと思いますが、いかがでしょうか。お答えください。

○戦略企画部長（西城昭二） みえ県民力ビジョン・第二次行動計画におきましては、自立し行動する県民であるアクティブ・シチズンと行政が、それぞれ公を担う主体として協働による成果を生み出して、力を合わせて新しいものを創造していく県民力による協創の三重づくりを進めていくこととしております。協力してつくる協創には様々な形がありますが、とりわけ消防団員や民生委員など、行政が委嘱や任命を行っている方々には大変重要な役割を担っていただいております。日々の御活動に感謝を申し上げる次第でございます。どうもありがとうございます。

こうした方々は、それぞれ根拠となる法律や制度に基づいて、国や都道府県、市町村が委嘱等を行っています。このため、委嘱等を行っているそれぞれの行政主体が施策や事業を推進する中で、委員の確保や具体的な活動に対する支援が行われているものと承知をしております。

一方、本県におきましては、県が直接委嘱等を行っていない場合におきまして、例えば市町が委嘱を行っている委員に対する研修を県が実施したり、関係団体への運営支援を通じて委員活動の促進を図るなど、県としての支援を行っているものがございます。

県民力による協創の三重づくりを進める中で、こうした方々の役割が大変重要でありますことから、引き続き県といたしましても、関連する施策や事業に応じた支援を進めますとともに、県の広報媒体により制度をPRするなど、可能な支援に取り組んでまいりたいと考えております。

〔19番 石田成生議員登壇〕

○19番（石田成生） 消防団員以外の、先ほど申し上げましたそれぞれの、行

政でいうといろいろ縦で分かれていたりしますけれども、委嘱や任命されたアクティブ・シチズンと行政の協働によって地域社会が成り立っていて、その人たちを応援するという御認識はあるという、こういう答えだったと思います。

県が直接委嘱・任命していないところがほとんどで、今回の消防団も市町長が団長を任命してということですね。団長がその団員を承認をもとに任命すると、こうなっておって、直接かかわってなくても結構な応援を今回されているんです。これはこれで非常にいいことだと思いますけれども、委嘱されたほかの委員と消防団は両方とも、両方というか、全てのアクティブ・シチズンが同じ地域に住んで近所同士で暮らしをして、それぞれ役割を持って、それぞれがお互いに利益を享受しあっているんですよ。

そこで、やっぱり気づいてほしいところは、消防団員を探すのが大変で少なくなってきた、インセンティブをつくって消防団員になってもらいやすくしようと、これは消防団員だけではなくて、ほかの委嘱されているアクティブ・シチズンの人も同じことが言えるので、ここでちょっと気づいてほしいかったのは、消防団員だけのこの制度だけれども、やっぱりほかのアクティブ・シチズンも同じように自治会が苦勞されて探して、半無理やりに、何とかあんだ、やってやってくれというような現状ですので、そこはやっぱり、これこそ同じ目線で支援を考えていくというところにまず気がついてほしいなという気持ちがありました。そういうところにも気をつけていただきながら、今後の支援策をぜひ考えていただきたいと思います。

では、次の質問に移ります。

高等学校専攻科創設についてお尋ねをいたします。

これもパネルを一つ用意してまいりました。（パネルを示す）高校を卒業してから学ぶ2年課程、四日市工業高等学校専攻科機械コース・電気コース生徒募集と表紙に書かれたこのパンフレットがあります。

設置に至るまでの経緯は、平成26年暮れごろ、知事と四日市市長の対談で提案があり、北勢地域の工業高校3校の2年生生徒とその保護者を対象に

ニーズ調査を行っております。

平成27年度の動きは、5月に専攻科修了生の雇用等のニーズ調査を県内121の企業を対象に行い、三重県高等学校専攻科設置検討委員会というものを立ち上げて、9月、12月、2月の3回委員会を開催しております。12月には、四日市商工会議所、四日市機械器具工業協同組合、四日市工業高校鶴之森同窓会の三者で知事に要望書を提出しております。2月には、四日市工業高校に専攻科を設置すると発表しております。

平成28年度に入り、専攻科設置準備委員会を設置、3回の会議を開催し、ワーキング会議は9回開催し、3月に学科名をものづくり創造専攻科と決定し、周知のため県内154社を訪問しております。

今年度、平成29年度に入り、協働パートナーズ募集のため企業訪問。協働パートナーズとは、企業から学校へ講師を派遣していただいたり、企業が所有している設備を使わせてもらったり、生徒を企業にインターンシップに行かせてもらったりする、そのような御協力をいただく関係という意味です。そして、いよいよ9月に特別選抜と11月に一般選抜、いわゆる入学試験が行われます。

経緯について簡単に紹介しましたが、まず、教育長から、ものづくり創造専攻科設置についての狙い、期待できる効果、県内企業の反応等、お聞かせいただきたいと思います。

〔廣田恵子教育長登壇〕

○**教育長（廣田恵子）** ものづくり創造専攻科設置についての狙い、期待できる効果、県内企業の反応についての御質問でございます。

四日市工業高校に平成30年4月に設置するものづくり創造専攻科については、議員からも先ほど御紹介をいただきましたが、平成27年度に専攻科設置検討委員会を、平成28年度に専攻科設置準備委員会とそのワーキング会議を設置し、準備を進めてまいりました。

ものづくり創造専攻科の設置については、産業界と密接に連携した高度で卓越した専門教育により、生産現場において指導力を備えた牽引役となる将

来の地域産業の担い手を育成していくことを狙いとしております。工業科への専攻科の設置は、高度な知識・技術の習得と学びの選択肢の拡大により、若者の県外流出の抑制につながると考えております。また、専攻科の卒業生が地域の企業に安定的に就職するようになれば、地域産業の活性化も期待できます。

平成28年度には、経済界や産業振興の関係団体等の協力を得ながら県内企業154社を訪問し、企業の皆様に専攻科設置の趣旨や教育内容を説明してまいりました。そうした中で、多くの企業から、専攻科の修了生は即戦力の人材になる、入社後の待遇等についても対応を考えていきたいといった期待の声をいただきました。本年度は再度企業を訪問しまして、これも先ほど議員から紹介いただきましたが、インターンシップや企業研修の受け入れ、授業への講師の派遣など、専攻科の教育活動を支援いただく協働パートナーズ（仮称）を構築する予定で準備を進めております。

今後も、専攻科で学ぶ生徒が高度な知識や技術・技能を身につけ、地域産業の担い手となるよう、学習環境を整備していきたいと考えております。

〔19番 石田成生議員登壇〕

○19番（石田成生） 教育長から、狙いとか期待できる効果等々についてお話をいただきました。将来の地域産業を中心的に担っていく人材をつくるとか、それから、県外流出を食いとめるような狙いがあると、そういう結果を期待したいと思います。

県内企業が望む、工業高校を3年間で卒業をする子よりも、専攻科2年、さらに勉強して、技術力があって即戦力となる人づくりができて、家庭にとっては4年制の大学へ通わせるよりも、授業料等の負担が家計としては少なくなるような、そうなると思いますので、そういうような専攻科に期待をしたいと思います。

そして、企業アンケートを見ますと、専攻科卒業生を採用した場合、給与、昇任等の処遇について、55.4%の企業が高校卒と同等と答えています。専門学校、短大、高専卒と同等と答えた企業も約40%ありますが、企業側には高

校生より能力・技術レベルが高いので採用したいと思っているのであれば、給与、昇任へぜひ御配慮をいただきたいと、そういうことにも大いに期待をしたいと思います。

続いて、2点についてお尋ねします。

一つ目、このものづくり専攻科の設置による県の収支への影響はどうでしょうか。歳入と歳出に分けて御説明をお願いします。

二つ目に、専攻科の地域と分野の拡大についてお尋ねします。

地域の拡大については、三重県立の工業高校は全部で6校、桑名工業高校、四日市中央工業高校、四日市工業高校、津工業高校、松阪工業高校、伊勢工業高校とありますが、今回の専攻科設置は四日市工業高校です。将来、三重県の中南部の希望者のための専攻科を、例えば松阪あたりに設置する選択肢もあると思います。可能性についてお考えをお聞かせください。

続いて、分野の拡大についてですが、平成25年度の資料ですけれども、全国に専攻科は134設置されております。公立と私立とではおよそ半数ずつ、人数で8670人ほどが通っております。男女別では、男子1532人に対して女子7136人と女子が男子の4.6倍以上、これは工業分野以外の専攻科へ通う人が多いこと示しているんだろうなと思います。他県では農業分野、商業分野の専攻科の設置をしているようですが、三重県での設置の可能性についてもお聞かせください。

三重県はものづくりの県であり、労働人口90万人のうち、ものづくりの第二次産業に従事している方は約34%、都道府県の産業別人口で第二次産業が30%を超えている県は9県、そのうちに入っておりますが、県内に、その90万人のうち、第三次産業に従事している方は62%で、二次産業と三次産業と比べると圧倒的に三次産業が多いんですね。第三次産業向けの専攻科設置についても検討したらどうかなと思いますが、お答えをお願いします。

〔廣田恵子教育長登壇〕

○教育長（廣田恵子） 2点御質問をいただきました。

まず、専攻科の設置の県の収支への影響という点でございます。

ものづくり創造専攻科の開設に係る経費については、昨年度は実習棟建設に係る実施設計、地質調査などに約3500万円を要しました。建設工事などに、平成28年度、29年度合わせて約5億1300万円の予算を計上しております。また、運営に係る経費につきましては、他県の先行事例や設置する学科の規模から、1・2年生が在籍することとなる平成31年度以降、教職員及び大学や企業から招く外部講師等の人件費、それから、専攻科の運営費などで年間約4000万円必要になるというふうに見込んでおります。ただし、これについては今後精査をしてみたいと考えております。

なお、歳入となる授業料は、先ほど議員からも御紹介いただきましたが、高等学校と同額の授業料ですので、それは年額11万8800円でございますが、2学年40人で年間約470万円になります。

それから、2点目の御質問で、他地域や他分野への設置についてという考え方はどうかという点についてでございます。

県立高校においては、現在、水産高校漁業専攻科、機関専攻科と桑名高校衛生看護専攻科を設置し、高校の本科終了後に航海士や看護師の資格を取得できるよう、海洋実習や病院実習等の高度な専門教育を行っております。さらに平成30年4月には四日市工業高校ものづくり創造専攻科を設置し、技能士の資格取得を目指すなど、高度で卓越したものづくり技術者を育成していきたいと考えております。

全国の状況等でございますが、平成28年度の全国における公立の専攻科の設置状況については、看護が26校、水産が22校、工業が10校、農業が5校、福祉が2校、商業が1校、家庭が1校となっており、本県にも設置している看護や水産の専攻科が多い状況でございます。

専攻科の設置については、生徒や保護者、地域、産業界からのニーズがあることが前提となるというふうを考えております。現在、農業や福祉、商業などについては、現段階では具体的な要望は聞いてはいない状況でございます。また、県内に農業大学校や専門学校等が設置されておりますことから、高校卒業後の専門的な学習をする環境というのは整っているというふうにと

えております。

それからもう一つ、工業に係る専攻科の他地域への展開についての点でございますが、まずは現在進めている四日市工業高校ものづくり創造専攻科が順調に軌道に乗るように注力し、当専攻科の状況や地域産業の状況、それから、就職の状況、大学への編入の状況等、いろいろな点を見まして検証した上で、どうしていくのかについて考えていきたいというふうに思っております。

〔19番 石田成生議員登壇〕

○19番（石田成生） ありがとうございます。

県費負担についてお答えをいただきましたが、ちょっと確認ですが、先行設備投資で合わせて5億3000万円です。合っていますか。ですね。結構な金額をかけるんだなという感想なんです。これを、これだけかけても効果があればいいんですが、効果が出て即戦力で技術力の高い生徒を輩出して、県内企業とこの2年間、密着した連携をとって、県外に出ずに働いてもらおう。これが十分な効果が出れば、それはいいことだと思います。

そうになったら、先ほども申し上げましたが、採用していただいた企業の、この専攻科卒業生の処遇もきちりと、高卒と同程度の給料や昇任ではもったいないと思いますので、これはこちらから働きかけが、教育委員会なのか雇用経済部なのかはわかりませんが、これも連携して何か一工夫要るんだろうなと思いますので、よろしく願いをいたします。

最後に、三重県の職業教育についてお尋ねをいたします。

三重県教育委員会では、昨年度、産業界の使用者側と労働者側、教育界の学識経験者で構成される三重県地方産業教育審議会を開催しました。審議会では、産業教育に関する教育の内容及び方法の改善を図ること、産業教育の実施について産業界との協力を促進することを目的とし、職業教育の充実・発展について意見が出されていると思います。この審議会ではどのような意見が出されて、その意見を踏まえて、県としてどのような取組を行っていくのかをお答えください。

〔廣田恵子教育長登壇〕

○教育長（廣田恵子） 三重県地方産業教育審議会ではどのような意見が出されて、そのことを踏まえて県としてどのような取組を行っていくのかについての御質問でございます。

三重県地方産業教育審議会では、本県の職業教育のあり方について、産業界や学識経験者など、様々な立場から幅広い意見をいただいております。平成27年度からは、10年先を見通した職業教育のあり方について御審議をいただき、本年3月に審議のまとめとして報告をいただきました。

審議のまとめでは、変化する社会の中で生徒が主体的にこれからの社会を切り開いていけるよう、職業人として目指すべき三つの姿について提言されております。

一つ目は、創造性豊かで実践力、課題解決力などを備えた将来のスペシャリストの育成です。このため、今後も地元の経営者等の講演会や地域の企業への見学会等を実施していきたいと考えております。

二つ目は、社会への適応能力を持ち、地域産業や地域社会への理解と貢献をしようとする意欲を持った将来の地域産業の担い手の育成です。これについては、産業現場でのインターンシップやデュアルシステムの拡充、福祉科による地域のひとり暮らしの高齢者の見回りなど、職業教育の強みを生かした地域貢献活動等に取り組んでいきたいと考えております。

また、三つ目として、生命、自然、物を大切にする心や規範意識、倫理観を備えた人間性豊かな職業人の育成が必要とされるとの意見をいただきました。このため、産業界からの講師による講演会を実施し、工業、農業、商業など、学科に即した法令遵守の精神や倫理観を高める取組などに一層注力したいと考えております。

県教育委員会では、これらの取組を通じて、次代を担う子どもたちが自立して自己実現を果たし、多様な人たちとも協働して活力ある地域社会を創造していけるように取り組んでまいります。

〔19番 石田成生議員登壇〕

○19番（石田成生） ありがとうございました。

職業教育を考えていただくところで、それと先ほどの四日市工業高校のものづくり創造専攻科と一致しておることだと思うんですね。何のために学校でそういう教育をするかという、社会へ出る準備のためですね。社会に出る準備。じゃ、社会に出る準備って何かといたら、人の役に立つことによって収入が入って、それで生活をしていくと。ただ単に収入のためじゃなくて、働くことに意欲を持って、それを生きがいと感じるということで、全く先ほどの専攻科の話と審議会で御議論いただいているのと同じかなと思っております。

3点について審議会の中の御意見を紹介していただきました。その中で意欲を持ってという言葉がありました。なかなかこのごろ意欲を持って働く人が少ない、そんな人間を今までつくってきってしまった大人の責任があるのかなと思っております。その点とか、それから、あと課題解決能力という言葉もありましたが、私は個人的には課題解決能力というのは、これはかなり教育の中で解決能力は中心的な位置づけにあったと思うんですが、課題発見能力ってなかなか、余り言葉を使わんのかわかりませんが、どういうことかという、問題を与えれば解けるけれども、生きていの中で何が問題か気づかない、そういう人が多いのかなと。教育の中で何が、今まで当たり前のように行われてきておることだけれども、ちょっと待てよと、これっておかしいんじゃないかと。問題を、課題を発見する能力というのも大事なんじゃないかなと思っておりますので、ちょっと心がけていただけるとありがたいなと思っております。

以上、いろんな、海洋資源、水産資源のこと、それから、職業に向けての人づくりのこと、それから、地域で活躍していただくアクティブ・シチズンのこと、どれもこれも大事なことであります。ぜひ、県の皆さん方、一生懸命携わっていただいて、よい三重県になることを期待して質問を終わりたいと思います。コウナゴがとれましたら必ず届けますので、よろしく願います。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（舟橋裕幸） 41番 中村進一議員。

〔41番 中村進一議員登壇・拍手〕

○41番（中村進一） おはようございます。伊勢市選出の新政みえ、中村進一であります。改選前の平成26年9月以来、3年ぶりの一般質問をさせていただきます。

共謀罪法が成立をしました。市民の自由と権利が本当に大丈夫なのか、そんなこともございますので、しっかりと平和の課題につきまして議論をさせていただきたい、そのように思います。

まずは2年間、県民の皆様をはじめ、執行部、全議員の皆さんに助けていただきまして議長を全うできましたことを、改めまして感謝を申し上げたいというふうに思います。私にとって、やはりこの2年間で一番強く印象に残りましたのは、1年目に戦後70年の節目を迎えまして、平和の尊さを若い人たちに、後世に伝えていかなければならない、その思いを強くしたところでございます。そしてまた、議長就任直後に伊勢志摩サミットの三重県開催が決まりまして、三重県が世界中隅々まで情報発信をできた、しかも成功裏に終わることができたということでもあります。一緒に活動する機会の多かった私から見て、知事の活躍に改めまして敬意を表したいというふうに思います。本当に御苦労さんでございました。

伊勢志摩サミットからもう1年がたちました。知事提案説明で知事その効果について、ゴールデンウィーク中の県内の主要観光施設の延べ入り込み者数、これは213万4676人となりまして、1日当たりの平均入り込み者数は全県で対前年度比で116.7%の増、伊勢志摩地域では何と129.1%の増になったと触れておられます。そしてまた、私の住む伊勢市におきましても、伊勢神宮の参拝客が今年に入ってから、5月末現在で469万2491人、昨年よりも既に53万162人、これも112.7%増と昨年を上回っているという情報が入ってまいりました。お伊勢さん観光案内人利用者数もサミット以降大幅に伸びておりまして、伊勢をもっとよく知りたい、そういう観光客が増えている、そのように思います。

そして、ちなみに、市内観光案内所における外国人窓口案内者数、これが前年度比148.8%の増ということでございます。私はまさに、オール三重県で取り組んできた三重県民のおもてなしの心や魅力発信の成果が着実にあらわれてきているというふうに思っております。サミットを終えて、平和を守ることにに対する県民の関心も高くなっています。また、三重県の環境を未来永劫守り続けることは、私たちに突きつけられた重要な課題だというふうに認識をしております。

今日の質問のテーマは、平和憲法が崩されていくのではないかとの心配の声がまちにありますが、こういった中で、これから先も今のこの平和を守れていけるのか、地方から平和の大切さをどのように発信していくのか、そして、三重県の魅力、特にサミットの主会場になりました伊勢志摩の魅力をこれからどのように磨き維持していくのか、そして、美し国と言われ、新鮮な海産物を楽しみに訪れる多くの観光客や海外からの皆さんに対し、これからも豊かな食材を提供し続けることができるのか、沿岸漁業に従事する漁師の皆さんの声、そしてまた、地元の漁協の組合長として頑張っておられる皆さんの声を紹介しながら議論をしまいたい、そのように思います。

まず、平和政策であります。

戦後70周年の取組では、県戦没者追悼式の開催にあわせて高校生にも参加していただいた平和の集いや、全国戦没者追悼式への子ども代表団派遣、そして、沖縄三重の塔の慰霊式など、戦争の悲惨さと平和の大切さを後世に伝える取組をしていただきました。

知事のサミット後における本会議での発言を振り返りますと、平和に関して、伊勢志摩サミットでは各国首脳が伊勢神宮を訪問され、古来平和への祈りをささげる場である伊勢神宮から世界平和の確立に向けたメッセージが発信されたことから、次世代に平和の尊さや大切さについて理解を深めていただく平和の集いなどの取組を進めていきたいとお答えいただいております。また、伊勢志摩サミット三重県民宣言の四本の決意のうち、4番目に親和と平和に係る部分を入れたことは、各国首脳が訪問した伊勢神宮が祈りの場所

であることを踏まえれば、宣言に平和の決意は必須であるとの思いを述べていただいております。

そこで、まずお伺いいたします。戦後70年を経て、そしてまた、サミットを終え、伊勢志摩サミット三重県民宣言での平和発信の決意を受けまして、知事の今の平和への思いを改めてお聞かせください。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 伊勢志摩サミット三重県民宣言を踏まえ、平和に対する私の思いということで、改めて答弁させていただきます。

昨年開催されました伊勢志摩サミットにおきまして、各国首脳の伊勢神宮訪問が実現するとともに、平和についても議論がなされ、成果文書であるG7伊勢志摩首脳宣言にその合意内容が盛り込まれました。また、当時の米国オバマ大統領の広島訪問という歴史的瞬間の実現につながるなど、三重から世界に平和が発信される機会となりました。

このことも踏まえ、昨年11月に発表した伊勢志摩サミット三重県民宣言の中に親和と平和に係る決意を掲げています。この決意はサミットの開催地として特に世界を意識したものであり、これまでの三重での実践の歴史やサミットの成果等も踏まえた三重県民の普遍の決意であります。私は、平和というもの、戦争や社会的な混乱などがなく、社会の秩序が穏やかに保たれているというような状況であり、三重県が掲げる幸福実感日本一の三重を実現するための大前提であると認識しています。

イギリスをはじめ、世界各地でテロが相次いで発生しているだけでなく、北朝鮮から弾道ミサイルが繰り返し発射されるなど、平和な状態が脅かされかねない現在の状況に大変な危惧を覚えているところであります。さきの大戦では三重県においても死傷者が6500名を超えるなど、大変悲惨な実態がありました。

伊勢志摩サミット当日にお手伝いをいただいた子どもが取材に応じて、サミットは平和だからできる、平和が続いてほしいと述べていました。また、平成29年1月に広島県との知事懇談会にあわせて開催した平和について考え

るトークセッションにおいて、登壇者の学生から、平和を願った大勢の思いを伝えていくことができるのは私たちの世代だという発言がありました。

私としましては、こうした思いを一人でも多くの若い世代に持っていただけるよう平和な状態を次世代に引き継いでいくことが、どんな社会変化があらうとも極めて重要であると考えており、そのために今後も不断の努力をしてまいります。

〔41番 中村進一議員登壇〕

○41番（中村進一） 知事から明快な平和の大切さに対する御意見をいただきました。

1点、知事にお伺いしたいんですけども、ずっと一緒に活動されていて、随分若い人たちに参加をしていただく、そういうことに力を入れていただいておりますけれども、やはり若い人たちに伝えるという部分は、どんなところ、どういうものを一番伝えたかったか、これからも伝えていきたいのか、それだけ教えてください。

○知事（鈴木英敬） まさに中村議員もいろんな紙芝居とかをやっていて、子どもたちにも、あるいはいろんな世代の方たちにその悲惨さを伝えていただいていると思います。そして、僕は、その若者たちの言葉にもありましたけれども、平和を保っていく当事者が自分たちなんだと。誰かが何か平和をつくってくれるのではなくて、自分たちが当事者なんだということを改めて理解してほしい、そういう言葉も子どもたちからあったので、そういう思いを引き継いでいってもらえたら一番いいなというふうに思っています。

〔41番 中村進一議員登壇〕

○41番（中村進一） 知事の平和を愛する思いというのは、本当にずっと一緒におりまして感じさせていただきました。若い人たちに伝えていくことの大切さを、これからもぜひお願いしたいというふうに思います。

そして、次に、今年は非核平和県宣言をしてから、議会で決議してから20周年になるんですね。非核平和県宣言20周年における県の取組について聞かせたいというふうに思います。

平和のつどいを実施すると聞いておりますけれども、どのような内容でされるのか。たしか県議会とも共催でというようなお話もちょっとあったように思うんですけど、先般、舟橋議長に聞かせてもらいましたが、まだそのような話はないですよということだったんですが、そのことも含めてお聞かせください。

〔西城昭二戦略企画部長登壇〕

○戦略企画部長（西城昭二） 非核平和県宣言20周年における県の取組であります平和のつどいについて、お答えをいたします。

昨年開催されました伊勢志摩サミットにおきまして、各国首脳から平和のメッセージが発信されました。また、先ほど議員からお話もございましたように、今年は、平成9年10月に県議会におきまして非核平和県宣言が決議されてから20周年に当たります。

こうしたことを踏まえまして、三重の地から平和を発信するとともに、県内の若い世代が被爆地の若者との交流などを通じて戦争の実態や悲惨さに触れ、平和への思いをより一層深めていただく機会となるように、本年の8月9日、長崎への原爆投下の日の午後に津市内で平和のつどいを開催することといたしております。

平和のつどいの開催内容でございますが、現在関係者と調整を行っているところでございます。今年1月に広島県との知事懇談会にあわせて開催いたしました平和について考えるトークセッションにおきまして、両県の若者の交流を行うことが合意されました。このことを踏まえまして、広島県において、被爆体験を伝えるための活動に自主的に取り組んでいる高校生の皆さんに、その活動内容を発表いただくことを予定しております。また、県内の若者が、戦争を体験された県民の皆様のお話、戦争体験を伝えるための活動について報告いただくことも予定しております。これら広島県と三重県双方の若者同士による意見交換を行いたいと考えております。さらに県内の子ども・若者たちによる平和を題材にした歌の合唱などを行っていただくことも予定をしております。このほか、8月15日に日本武道館で開催されます全国

戦没者追悼式に派遣をする子ども代表団の結団式もあわせて行う予定です。

平和のつどいの開催に当たりましては、冒頭にも触れましたように、非核平和県宣言の県議会の決議から20周年であることを踏まえまして、県議会と連携、協力して開催できるよう、企画案の段階から御相談をさせていただいておりまして、現在も調整を進めているところでございます。

中学生、高校生、大学生などの若い世代に、一人でも多くこの平和のつどいに参加をしていただけるよう、夏休み期間中に開催することとしております。未来を担う県内の若い世代を中心とした幅広い県民の方々に、戦争の悲惨さや平和の尊さを伝えるとともに、平和について考え、行動いただくきっかけとなりますよう、鋭意準備を進めてまいります。

以上でございます。

[41番 中村進一議員登壇]

○41番（中村進一） お願いをしておきたいと思えます。

余り派手な、いろんなイベントと違って、平和のつどい自体が地味な雰囲気もしますので、なるべくPRをしっかりとさせていただくということと、それからまた、議会のほうに対しても、それぞれの地域でいろいろ活躍をしている全議員にもお話しもさせていただいて、これはここで、この場で決議をしたわけでございますので、そのことも踏まえていただきまして、しっかりと議会を巻き込んだ、そして、全若い人たち、高校生とか小学生とか、そういったところにも声をかけることだけで平和の思いが広がるというふうに思っておりますので、ぜひその辺、よろしくお願いをいたしたいというふうに思います。

次に、共謀罪の市民への影響と地方の役割ということで質問させていただきます。

昨日の朝、共謀罪の趣旨を含む改正組織犯罪処罰法というのが成立をいたしました。参議院法務委員会での採決を省略して本会議で中間報告を行うという、異例と言われている方法で強行採決され、成立をいたしました。年配の人たちからは、戦時中を知っている人たちからは、じわりと戦前へまた一歩戻

るのではないかと感じた方もあるというふう聞いております。

ここに、伊勢市出身で宇治山田中学校から京都帝国大学に進学した永田和生さんという方の軍隊時代の日記を弟さんがコピーをして、それで編集をしたという、こういう日誌がございます。（現物を示す）本人の弟さんがまとめたのですが、御家族にお借りをしてきました。ここには「兄・和生の遺書」というふう書いてあります。

永田和生さんは京都帝国大学在学中に戦争とファシズムに反対する活動をしていました。こうした活動が当時の特別高等警察、特高と言われますが、このマークするところとなって、1941年1月に治安維持法違反ということで検挙されます。

治安維持法は、当時、天皇制を批判したり、あるいは私有財産を否定する人を取り締まるという、今で言うとテロを取り締まる、そんな目的で制定されたんですけども、戦争がどんどん進んでいくにつれて、その適用が広がっていきました。そういう経緯があります。広範囲の人が監視をされていく、そういうことになっていくわけであります。この過程で、人々の人権やプライバシーがない時代に入っていきます。

永田さんも懲役3年、執行猶予3年、無期停学処分を受けますが、その後、通常より遅れて京都帝国大学を卒業して、すぐに兵役につきます。この日誌の、これがその一部ですね。（パネルを示す）これには、向かって左側のページですけども、これをまとめた20歳ぐらい下の弟さんのこと、家族のことを、大丈夫かなということを書いておられるようです。

そして、この日誌は1943年11月23日で終わっております。（パネルを示す）これが最後のページなんです。こう書いてあります。11月21日、ついに海を渡る日が来た。整理のため家に帰る。11月23日、家を去る日。独ソ戦線、ソロモン海域、その舞台裏というふう書いてあります。

この日誌を書いてから8カ月後に、永田さんは1944年7月、インドのインパールで戦病死をされました。戦後、1949年に戦没学生の軍隊時代の日誌や手紙などの手記がまとめられまして『きけ わだつみのこえ』として収録を

されました。

今、京都新聞で、実はこの永田さんと、そして、同じく23歳で戦死をされました竹内浩三さん、この2人の、2人とも伊勢出身なんですけれども、この若い人たちのことについての連載がされております。この記者に問い合わせましたら、永田さんの日誌は、実は『きけ わだつみのこえ』という、(現物を示す) これに掲載をされているということでございます。

この『きけ わだつみのこえ』の編集者の末川博さんがこんなこと書いています。時がたって全てが忘れられようとしているとき、しかも戦争への道が再び開かれる機運が高まっているとき、『きけ わだつみのこえ』が出版されることは、若い人たちにはその尊い未来と命を守る決意と覚悟を固める貴重な糧を与えるというふうになっております。そして、日本民族の将来を再び間違った方向に進めないための最良の書を供するというふうなことが書いてあるわけなんですけれども、私はまさに遺書だというふうに思っております。

私は今まで、実は、先ほど知事もおっしゃいましたけれども、若い人たちに平和の尊さを伝えるためということで、自分たちの子や孫が二度と戦争へ行くような時代を再現してはならないという思いで様々な活動をしてきたわけであります。その中で、戦争や国の方針に反した人たちを取り締まったり、あるいは国民を監視する法律が治安維持法だったわけであります。それで、共謀罪の趣旨を含む改正組織犯罪処罰法の中にやはりそういったことがないとは言えない。私には現代版の治安維持法だというふうに見えるわけであります。

三重県議会は6月12日、「テロ等準備罪」を新設する組織犯罪処罰法等改正案について国民の十分な理解を得ずに行なわれた採決に抗議し慎重な審議を求める意見書案を可決して、翌13日、国へ舟橋議長が届けました。しかし、昨日、法案は成立したと。

それで、知事にお伺いいたします。

国が、やはり私には一歩ずつ右傾化の動きを進めているというふうに思い

ます。平和の大切さを訴えられて、後世に、先ほど聞かせてもらいましたが、若い人たちに平和の尊さを伝えることに力を注いでおられる知事の今回のこの共謀罪につきましての御所見を聞かせていただきたいと思ひますし、そして、昨日もテレビのインタビューにいろいろな知事がお答えいただいておりますけれども、やはり多くの県民が、今どうなっていくんだろうかという不安を持っております。知事は三重県のトップでございますので、県民の人権、プライバシーが侵されることのないように、ぜひお願いですが、厳しく国に物を申していただきたいと思いますというふうに思ひますが、そのことについて御所見をお願いいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 成立しました共謀罪を新設する改正法についての所見ということであります。

世界各地でテロが相次いで発生している現在の国際情勢や、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を3年後に控えていることを踏まえると、政府として様々なテロ対策を講じる必要があることは論をまたないところであり、いずれにしても、今後、テロ対策に万全を期していただきたいと考えています。

一方、今回改正法が成立しましたが、必ずしも国民の皆様には十分な理解が得られているとは言えない部分もありますので、政府におきましては国民の皆様へのさらなる理解を得るべく、引き続き丁寧に説明されるとともに、また、執行に当たっては、法と証拠に基づいた適正な運用がなされることを期待したいというふうに思ひます。

〔41番 中村進一議員登壇〕

○41番（中村進一） 安倍総理と話をしているような雰囲気でしたが、答弁はそんなところだというふうに思ひます。

それでは、次に移ります。次というよりか、関連で再質問をさせてもらいますが、共謀罪など、憲法の中の一番大事な平和主義とか人権主義、このことに共謀罪自体は私は反しているというふうに思っております。参議院の

法務委員会でも、もちろん共謀罪の趣旨を盛り込んだこの法案については、有識者による参考人質疑の中で、自由、人権に配慮した抑制的なものという意見もありましたけれども、一方で、政府の活動に反対する、あるいは意見がある、例えば沖縄の基地建設や原発の再稼働、憲法改正に反対する団体の構成員や周辺者が日常的に監視されるなどという、そんな意見もありましたし、もちろん実行前の犯罪を摘発するためには広く監視をするしかないわけです。まさに戦前の監視社会、先ほど申し上げましたような治安維持法につながっていくと心配する人は随分多いんですね。

市民の活動にはほかにも、大気汚染反対、反対というか、大気汚染やリゾート開発、こういったものにいろいろ意見を言う方、ごみ問題に取り組む環境団体、太陽光パネル設置に心配する団体、女性の地位向上を訴える団体、消費税の引き上げ反対を訴える団体、T P P反対のグループ、労働組合を含む多くの人権団体、いろんなサークルや同好会があるわけです。そして、それは行政と一緒にいろいろと提案もしてきて、生き生きと今活動をしておるわけです。

しかし、国会での議論を聞いておりますと、これが監視をされて萎縮してしまうのではないかと、そういう心配があります。一番今の憲法で大事な非戦と、それからもう一つ、大事な人権の問題が侵されるというふうになると思います。ですから、今、これからの人権を大切にする政策、それはどういう状況になっているのか、人権政策の部分で御意見を聞かせていただきたいというふうに思います。

○環境生活部長（井戸畑真之） 人権は、人々が社会において幸せな生活を営むために必要な固有の権利であると考えております。

県では平成2年3月に、全国に先駆けて人権県宣言が県議会において決議されました。また、平成9年10月に施行されました人権が尊重される三重をつくる条例では、その前文において「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等であり、個人として尊重され、基本的人権の享有が保障されなければならない」としております。こうした

理念のもと、不当な差別をなくし、人権が尊重される明るく住みよい社会を実現するため、これまでも啓発や教育等に取り組んできたところでございます。

今後の取組でございますけれども、国や市町等関係機関とも連携いたしまして、様々な機会を捉えて、継続して粘り強く啓発活動に取り組むことにより、条例に掲げました人権尊重の理念が広く県民の皆さんに浸透するよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔41番 中村進一議員登壇〕

○41番（中村進一） 今、人権の担当のお話を聞かせてもらいましたが、人権というのは、差別の解消だけやなしに、やっぱり表現の自由、結社の自由、そういったことも含まれております。今回の共謀罪はまさにそこに踏み込んでくる、そのことに対してどう対応するかということになります。恐らく国の動きがどんどんと厳しくなってくる中で、人権政策はこれからますます私は大事になってくるというふうに思いますので、引き続き全力で頑張りたいというふうに思います。

平和の最後に、教育長にお聞かせいただきます。

認識は違うかわかりませんが、私は特定秘密保護法だとか有事関連法だとか治安維持法を思わせるような共謀罪、そして、教育勅語を教材にしたらどうかとか、あるいは自衛隊を軍隊にしたらどうかとか、そういう意見が出てきているこの流れは、戦前の状況を知っている人から見ると、時代が急速に戦前へ戻っている、そういう感じになるわけであります。

こういった中で、新教育長の平和観を聞かせていただきたいというふうに思います。やっぱり国がそう行くんだから、国に対してそんなくをせざるを得ない、そんな感じになるのか、ぜひ考え方をお聞かせください。

〔廣田恵子教育長登壇〕

○教育長（廣田恵子） 教育長の平和観、それから、平和教育に対する思いについての御質問でございます。

戦争は多くの尊い命が失われ、何の罪もない人々や未来ある子どもたちが犠牲となるもので、許されるものではありません。戦後70年以上が経過し、戦争を体験し、その悲惨さを後世に伝える方々が年々少なくなっており、子どもたちが日常生活の中で戦争体験を直接聞く機会も非常に少なくなっております。一方、世界に目を向けると、民族、宗教などの対立により、国際関係が複雑化する状況にあります。

このような中、子どもたちが戦争の悲惨さや平和の大切さ、命の尊さについて学び、考え、行動できるようになってほしいと思っております。県内の各学校では、社会科や総合的な学習の時間などで、子どもたちの発達段階に応じて平和教育が行われています。修学旅行などで広島、長崎や沖縄を訪問した県内の中学生からは、平和学習が修学旅行の中で一番印象に残った、命の尊さや平和への願いを語り継いでいきたい、平和であり続けるためにはどうすればよいかを考えていきたいといった声を聞いております。

県教育委員会としましては、こうした子どもたちの平和を願う声がさらに広がるよう、地域の方々から戦争体験の話を知ったり、県内の戦争史跡を見学したりするなどの取組を市町教育委員会と連携して進めていきたいと考えております。

〔41番 中村進一議員登壇〕

○41番（中村進一） 考え方は承りましたけれども、今まではそうやって子どもたちにそういう経験をさせるということでございますけれども、やはり、じゃ、先ほども話がありましたけれども、子どもたちがどう行動するか、そういうところにも結びつけていただきたいなというふうに思います。くれぐれも国の動きをそんたくをしないように、よろしくお願いします。

平和に時間をかけ過ぎまして、ちょっと時間オーバーでございますが、次の漁業振興と伊勢湾の環境についての質問に入りたいというふうに思います。

先ほど、石田議員のほうから非常に丁寧なお話もございましたので、ダブるところがあるかわかりませんが、なるべく割愛していきたいというふうに思います。

冒頭申し上げましたように、伊勢志摩サミットの成功で、三重県の魅力、伊勢、鳥羽、志摩、こういったところのすばらしさを求めて多くの観光客が今お見えになっております。私はこれから、みけつ国と言われておりますおいしい海産物を提供し続けていくことが、地域が生き残ることにつながっていくんじゃないか、そのように思っております。

そこで、この環境を守るために、県はどこまで本気で取り組んでいるのかをお聞かせいただきたいと思います。

地元の漁協の組合長のところへお話を聞かせてもらいに行きました。また、一本釣りの漁師の皆さんからも、伊勢湾の現状、どうなっているのと聞かせていただきました。ある漁協の組合長からは、中村議員は漁業と言うけど、どこまで本気で質問をするのやと、いきなりくぎを刺されました。その漁業を、漁業者を守ろうとする真剣な姿勢に圧倒されたわけでありまして、私も本気で伊勢湾の水産業をめぐる情勢と今後の展開について幾つか質問させていただきます。

まず、この写真を見ていただきたいというふうに思います。（パネルを示す）これ、宮川河口の漁場なんですね。宮川河口です。下から私が先般、写真を撮ってきたんですが、（パネルを示す）これもそうですね、宮川河口の状況でございます。そして、これを（パネルを示す）上空から撮った写真がこれなんですね。土砂がかなり積もって、これは真ん中辺なんです。それで、（パネルを示す）河口の入り口のほう、そして、（パネルを示す）入り口からかなり、2.8キロメートルぐらい中へ入ったところでございます。

宮川河口の漁場整備ということで質問させていただきます。

伊勢湾南部の沿岸漁業者というのは、宮川河口を中心に、昔は貝をとったり、小型底引き網の漁業、あるいはノリなどで随分環境がよかったというふうに聞いております。これは、大台山系を源とする宮川の河川水は魚介類にとっては最高の恵みであります。そしてまた、かつては漁場環境もよくて、先ほどの話にありましたように、シラス、あるいはコウナゴの好漁場でありまして、伊勢湾内で船びき網漁業を営む各組合も本当に活気にあふれていた

そうであります。

しかし、先ほど見ていただきましたように、漁場環境が大きく変わってしまいました。まさに漁船の航行ができなくなっている。そして、栄養豊かな河川水の流出が見られない。そして、沖合では魚介類に対する栄養不足や貧酸素水塊が起きている。毎年発生している。さらに宮川流域における、ちょっと上のほうですが、アユの遡上、生息に大きな影響が出てきております。後継者不足、ここ10年で、組合員数も随分激減してきております。組合長の悲痛な声を聞かせていただきました。

宮川河口の漁場環境をどのように改善していくのか。まずはこの土砂を取り除くことが重要だと思いますが、このことにつきましては県漁連をはじめ、傘下の全漁業協同組合、宮川漁協も含めまして、要望書として出しているようであります。豊かな漁場を取り戻すために、県の取組と考え方をお示しください。

〔岡村昌和農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（岡村昌和） 宮川河口域付近の漁場環境の整備についてという事で御答弁申し上げます。

伊勢市の主要な水産物でありますのはアサリということでございますが、アサリの漁獲量は平成17年には約1300トンでございましたが、27年には約80トンにまで減少しております。その減少要因といたしましては、漁場や生育場である干潟の減少、台風時の出水による淡水化に伴う生育環境の悪化などが考えられております。

このため、県では、台風時の出水等によるアサリ稚貝の大量死を避けるために、宮川河口域をモデル地区に選定いたしまして、発生した稚貝をほかの場所に移植する仕組みを研究しております。また、アサリの漁獲量の回復には、伊勢湾全域での干潟等の保全や造成が効果的であるということから、平成28年度からは伊勢湾アサリ復活プロジェクトに取り組んでおります。

本年度は宮川河口域を含めた伊勢湾全域のアサリ資源を回復する取組を展開していくために、具体的な計画を策定することとしております。その上で、

アサリの生育に適した環境を創出する干潟の整備を進めてまいりたいというふうに考えております。

〔41番 中村進一議員登壇〕

○41番（中村進一） 先ほど、石田議員に答弁をしていただいた内容とかぶっているんじゃないかなというふうに思います。

今アサリの話が出ましたが、これは最近の話でありまして、私、この漁業の話をするときに、昔の、合併前の村松漁協というのがあったんですが、そこに浜口惣七さんという、この間亡くなられましたけれども、この方が、伊勢湾の環境について長いこと研究をされておりました、すごい長いグラフで、毎日毎日、海の様子を記録したりとか、あるいは浜で拾ったいろんなものを、海藻とか、それでしおりをつくって、いろんなところで海をきれいにしようとしていた方なんです。彼からちょっとお話を聞いたことがあるんですが、昭和50年ごろは、サワラ、ウナギ、アナゴ、マダコ、イイダコ、イワガキ、ワカメ、イシコ、本当に豊富な漁場やったと。これを何とか戻したい、そんな思いを私によく言っておりました。ぜひ、先ほどの話もありましたけれども、漁場回復に向けて、特に、写させていただきましたが、（パネルを示す）このたまっている土砂も含めて、これで清流宮川の栄養が届いていないということなので、そのことも漁民と一緒に動いていただきたい。そのことをお願いしておきたいというふうに思います。

次に、沿岸漁業の資源管理、これも先ほど漁業資源の管理についてお話を聞かせていただきました。

私のところに、鳥羽・志摩地区の水産資源を守る会ということで、一人ひとりが一本釣りの漁師の皆さんですね、そのグループ。実は180人を超える方々で、代表の皆さん方から、沿岸の海の状況についてお話がありました。皆さんは、菅島、浦村、安楽島、石鏡、国崎、甲賀、安乗、波切と、それぞれのところで、漁業だけやなしに地域を支える、いろんなことをやっておられる方。彼らは最近、漁業をやめ始めてきたと。なぜかという、やはり魚が減ってきているということでございます。

この漁業資源回復について、幾つか質問をさせていただきたいというふうに思います。

一つは、平成26年6月に、津村議員の関連質問をさせてもらったんですが、やはりまき網の漁法、これでいくと、そのときも申し上げたんですが、そこにおける魚は赤ちゃんも、卵が入っているのも含めて、それで、狙っている魚以外にも含めてごそととってしまう、そういったところなんかも何とかならんのやろうかと。資源化に何とかならんのやろうかと。あるいは、この魚のとり方については三重県漁業調整規則でルールが定められております。ルールどおりやっているのであれば、このルールも一度、少し見直したらどうだろうかと。ソナーとか、あるいはほかのいろんな機械が、電気で集めるわけですけれども、そういったものも非常によくなってきている。そんなことも含めて、少し魚の量に対して設備がよくなり過ぎていてのではないかと。

あるいは、まき網の方たちも、一本釣りの方も、ほかの漁法の方たちも、やっぱりまとまって、それぞれが生きていけるような、そういった話し合いの場、そういったものにぜひ、もちろん漁協がそれをやっていたいていると思うんですけども、やはりなかなか一人ひとりの漁師はそれを言いにくいような立場もあるというふうに思いますので、そこにやはり行政がしっかりと入っていただくことが大事ななというふうに思います。

そしてまた、今年から、まき網船に自動船舶識別装置、AISが設置を義務づけられたということでありますが、その辺はどのような状況なのかをお聞かせをいただきたいとします。

以上です。

〔岡村昌和農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（岡村昌和） それでは、沿岸漁業の資源管理につきまして、何点が御質問をいただきましたので、お答え申し上げたいと思います。

三重県は1000キロメートルを超える長い海岸線を有しております、各地域ごとに多様な漁業が行われております。漁業はある特定の水面であっても、多様な漁業によりまして重複的に利用が行われるというふうな特徴を有し

ております。

このことから、水面を最大限に活用し漁業生産力を上げるためには、異なる漁業者同士による話し合いを行うことが重要かなというふうに考えております。例えば、まき網漁業のように洋上を移動いたしまして、1日100トン単位でイワシでありますとか、あるいはサバなどを漁獲するものと、定置網漁業のように一定の位置に固定いたしまして、数トン単位で多様な魚類を漁獲するもの、また、一本釣り漁業のように1匹ずつ狙い、生かした状態で魚を水揚げするものが同じ海域で操業を行っているというふうな状況でございます。そのため、漁業者同士の話し合いや行政機関も入った意見交換によりまして、いずれの漁業も共存できるような状況やルールをつくり上げることが重要であるというふうに考えております。

また、話し合いにより合意された事項につきましては、先ほども御紹介がありましたように、漁業調整規則の改正や漁業許可の内容を変更することなどにより反映させまして、より実効性のあるものにしていきたいというふうに考えております。例えば伊勢湾口域では、鳥羽磯部漁協が中心となりまして、各地区を担当いたします漁協の理事が漁業者の意見を集約し、漁協全体で問題解決に当たる仕組みが構築されております。

続きまして、A I Sにつきましてでございます。

A I S、自動船舶識別装置の導入につきましては、本年3月の中型まき網漁業許可の更新に当たりまして、網船15隻に設置を義務づけたというところでございます。この導入に当たりましては、熊野灘地区におきまして、中型まき網漁業者と沿岸漁業者の代表者が集う東紀州地区の漁業のあり方を考える会の場などにおきまして話し合いが行われてきたというところでございます。なお、A I Sにつきましては、これまで適切に運用されておりまして、中型まき網漁業の法令違反等につきましては確認されておりません。

今後とも、漁協を中心とする漁業者同士の話し合いが行われ、まき網漁業と沿岸漁業の信頼関係がさらに深まり、両者の共存共栄が実現できるよう、県としても積極的に指導、助言を行ってまいりたいというふうに考えており

ます。

以上でございます。

〔41番 中村進一議員登壇〕

○41番（中村進一） ありがとうございます。

今お話を聞かせてもらいましたが、1点確認させてください。

今申し上げました話の中で、まき網も大変なんですね。やっぱり自分のところしか知らない、そういう漁場へ行くと、そこは監視をされていますから、その漁場へその船が行くということがわかってしまうと。いわゆる自分のところだけしか知らない内緒のところもわかってしまうと、そんなようなお話もありましたが、それはそれで、それを乗り越えて協力していただいているということで本当に感謝申し上げたいというふうに思うんですが、一度、182人も、若い漁師もいるんです。そういったグループの方と、漁協は漁協ですが、それぞれのところに入っておりますので、そういう声を聞く場を持っていただけないだろうか。お願いします。

○農林水産部長（岡村昌和） やはり漁業の将来を考えますと、共存共栄ということで、資源管理をしっかりとさせていただくということ、若いうちからそういう意識も持っていただくことも大事かと思っていますので、一度そういう機会については検討させていただきたいと思います。

〔41番 中村進一議員登壇〕

○41番（中村進一） では、時間が残り少なくなってまいりましたので、1点、水産研究所の役割、やはりこれだけ漁業資源が少なくなってくると、水産研究所、もっと力を入れていただくというか、強化をしていただくことが大事かなというふうに思いますが、その点について、今、これからどういう取組をされるのか、ぜひ聞かせてください。

〔岡村昌和水産部長登壇〕

○農林水産部長（岡村昌和） それでは、水産研究所の取組についてお答え申し上げます。

水産研究所におきましては、水産業をめぐる社会情勢や多岐にわたる研究

ニーズを踏まえまして、限られた予算の中、研究テーマの選択と集中を図りまして、漁業者の皆さんとの連携を強化しながら、効率的に研究に取り組んでいるというところがございます。また、国の研究機関や大学との共同研究による技術交流や、先進的な研究手法や取組に関する研修への参加等によりまして、研究員の資質向上にも努めているというところがございます。

これまでも主要漁業資源の評価や管理手法の検討、養殖業における収益性や品質の向上等に係る技術開発などに取り組んでおります。例えば、平成8年度からマハタの種苗生産及び養殖技術の開発を進めたところ、28年度には過去最高で全国一となる31万5000尾の種苗放流につなげることができました。

また、伊勢湾のクロノリにつきましては、高水温耐性品種として開発したみえのあかりが平成25年3月に品種登録されまして、養殖現場に普及したというところがございます。また、宮川河口で採取いたしましたアサクサノリを系統保存しまして、平成25年から本格養殖に使用していただいたところ、28年度の漁期の最高値が1枚当たり170円ということで、全国一となったというところがございます。

このほか、現在、喫緊の課題となっておりますイカナゴの資源激減の原因究明でありますとか、効率的なアサリの稚貝移殖に向けた技術開発などにも取り組んでいるというところがございます。

本県水産業が抱える課題解決に向けまして、今後とも科学的根拠に基づく調査研究等は必要不可欠であると考えておりますので、水産研究所に期待される役割は大きいものというふうに認識しております。このため、引き続き公募される競争的資金など外部資金を積極的に活用するとともに、予算確保に努めまして、すぐれた研究成果を着実に生み出すことで、漁業者の皆様の期待に応えられるよう努力していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔41番 中村進一議員登壇〕

○41番（中村進一） 漁業資源の管理とか、それから、こうして水産研究所での研究だとか、総合的に頑張っていないと、三重県の漁業というのはなか

なか成り立ちにくいのではないかと、そのように思いますので、引き続き力を入れていただきたいというふうに思います。

漁業の最後は、伊勢湾における汚濁物質の流入対策、いわゆる貧酸素水塊対策、こういった課題について、今どんな状況になっているのか、簡潔に状況を聞かせてください。

〔井戸畑真之環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（井戸畑真之） 伊勢湾における汚濁物質の流入対策等について御質問いただきました。

伊勢湾におきましては、昭和54年に水質総量削減制度が導入されまして、流入する水質悪化の原因物質、いわゆる汚濁負荷の計画的な削減に取り組んでおりまして、流入量につきましては制度開始当初と比べて半分程度になっております。

県内の河川におけるBOD（生物化学的酸素要求量）の環境基準達成率は近年90%以上で推移しておりますが、伊勢湾におけるCOD（化学的酸素要求量）の環境基準達成率はいまだ50%前後にとどまっております。また、夏場を中心として、海底付近の海水中の酸素の量が極端に少なくなる貧酸素水塊の現象につきましても近年広範囲で発生しておりまして、国は引き続き水質環境改善の取組を進める必要があるとしております。

本年度公表予定の第8次水質総量削減計画におきましても、汚濁負荷削減のために、陸域からの発生源対策として、引き続き総量規制基準の設定による工場、事業場に対する排水規制のほか、生活排水処理アクションプログラムに基づきまして、地域の実情に応じた生活排水処理施設の整備など、引き続き進めていきたいと考えております。

こうした対策に加えまして、貧酸素水塊の解消に向けた対策につきましても、その発生メカニズムの解明が重要となっております。県ではこれまで、貧酸素水塊に関連する植物プランクトンや細菌の動態に着目した基礎調査を行ってまいりましたが、平成27年度からは四日市大学とも連携いたしまして、県水産研究所及び保健環境研究所におきまして、貧酸素水塊の発生原因やそ

の対策に向けた調査研究を行っております。こうした調査というのは、これからも継続してやっていく必要があると考えております。

また、貧酸素水塊対策につながる情報につきましては、関係者と共有するなど、関係機関と連携して取り組んでまいります。

以上でございます。

〔41番 中村進一議員登壇〕

○41番（中村進一） 伊勢湾のヘドロ対策とか、そして、この貧酸素水塊の課題、これは長いことここで質問をさせてもらっておりますけれども、本当になかなか解決が難しいというふうに思います。ただ、この課題から目をそらさないようにしっかりとやっていかないと、前段で申し上げましたことも全部、伊勢湾自体が瀕死の重症になってくれば全部ペアになってしまうということもございますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。三重県議会も館議員が伊勢湾再生促進議員連盟の会長でお願いしておりますので、ぜひ、これから厳しいことをまた言っていくというふうに思いますので、連携してお願いしたいなというふうに思います。

時間がなくなりましたが、これを言わないと山本教和議員に怒られますので、伊勢湾から、今度は伊勢志摩国立公園ということでお願いをしておきます。

伊勢志摩国立公園につきましては、指定70周年を迎え、ナショナルパーク化に向けましてステップアッププログラム2020というのを策定されました。これ、具体的に方向性が決まったというふうに聞いておりますが、ぜひとも、資料も私もいただいておりますので、これからしっかりと見守っていきたいというふうに思いますし、先般、指定70周年の報告会といたしますが、野村保夫議員と一緒に邪魔をさせていただきました。これは本当に伊勢志摩の魅力を守り続けるためには、しっかりと地元の議員としても頑張っていかないかんなど、そんな思いを強くさせていただきましたので、この件につきましては、また別の機会に議論させていただきたいというふうに思います。

我々としては、平和、そして環境、これはしっかりと、今生きている

我々大人に課せられた責任として守っていきたいなというふうに考えております。

最後に一句、私も川柳三重に入っておりますので、一句。

私の大好きな伊勢神宮で。参道に 軍靴の音 ごめんです。

ということで終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

休 憩

○議長（舟橋裕幸） 暫時休憩いたします。

午後0時0分休憩

午後1時0分開議

開 議

○副議長（水谷 隆） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（水谷 隆） 県政に対する質問を継続いたします。29番 小林正人議員。

〔29番 小林正人議員登壇・拍手〕

○29番（小林正人） 皆さん、こんにちは。自民党、鈴鹿市選出の小林正人でございます。

今日は久しぶりの一般質問ということで、大変緊張をいたしております。というのも、私の前に、前議長の中村進一議員が、そして、私の後に、新政みえ代表の三谷議員がということで、まさに10トントラック2台に挟まれた軽自動車みたいな、そんなような感じがしておりますけれども、はじき飛ばされないように一生懸命頑張りますので、よろしく申し上げます。

それでは、通告に従いまして早速質問に入らせていただきたいと思います。まず一つ目であります。

人口減、少子・高齢化による労働力、生産人口不足についてであります。

この問題に関しては、これまでもいろいろとお聞きをしてみました。解消策としては、1 高年齢者層、2 育児期間の女性、3 若年層、15歳から19歳、それぞれの雇用促進が有力であると言われております。また、外国人労働者の確保、いわゆる移民政策等も、今、国のほうではいろいろと審議されているようであります。この1から3の雇用促進政策を積極的に行った場合、総労働供給は、現在の基本ケースに比べ、1で約200万人、2で約142万人、3では約94万人の増加が見込まれ、総労働力は約6800万人になるそうであります。

しかしながら、問題も多々あり、例えば、高年齢者層においては、現就業、就業希望等、産業別に見ても圧倒的に農林水産業が多く、そこにそれだけの需要があるのかどうか。また、育児期間の女性においては、サービス業、卸売業、小売業が多く、同じようなことが言えますし、保育所等整備の問題やワーク・ライフ・バランスのさらなる推進が必要になります。若年層においては、当然ながら、出生率の低下等今後さらなる若年人口が減少する中、量的インパクトが少ないということや、昨今の進学率の上昇から就業率を上げるということは大変難しい等、いわゆるいろいろな面でのミスマッチや社会資本整備、制度改正等が必要となってくると思います。

また、外国人労働者に関しては、現段階で政府が、激減する労働力人口の穴埋め策として移民の大量受け入れの本格的な検討に入ったとされ、毎年20万人を受け入れるという話も聞きます。そうすれば、合計特殊出生率が人口を維持できる2.07にまで回復をすれば、今後100年間は人口の大幅減を避けられるという試算も出ているようであります。

しかし、こちらも懸念材料は多々あります。宗教、文化摩擦や治安悪化等が代表的なものであり、既に移民政策を中心に行ってきたヨーロッパ圏域では、テロ等最悪の社会問題も頻繁に起こっている状況であります。

このように、労働力不足を解消するためにいろいろな手法が考えられますが、問題も多々あります。県当局からは、個々の対策、事業等はいろんな機

会を通じてお聞きしておりますので、今回は、知事に対し、特に国の移民政
策への考え方、また、今後の地方創生推進に向けての三重県としての総合
的な取組方をお聞きしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 人口減、少子・高齢化による労働力不足の進展の中での
地方創生推進に向けた、移民も含めた総合的な取組についての考え方という
ことでございます。

県では、生産年齢人口の減少に伴う労働力不足も含めて人口減少の課題に
的確に対応し、地域の自立的かつ持続的な活性化を図るため、まち・ひと・
しごと創生総合戦略を策定し、自然減対策と社会減対策を両輪として総合
的に取組を推進しているところであります。

自然減対策につきましては、目標の一つである合計特殊出生率の平成28年
度の実績値が1.51となり、直近の20年間で最も高かった前年の1.56を下回
りました。少子化対策は成果があらわれるまでに一定の期間を要すること
から、ライフステージごとに切れ目のない対策を継続、強化するとともに、
取組がより成果に結びつくよう、若者の結婚等に関する意識も把握した上
で、企業や大学、市町との協創を一層重視し、取組を進めてまいります。

次に、社会減対策につきましては、目標である転出超過数の平成28年の
実績値は3597人となり、前年よりも改善したものの、総合戦略策定時に出
発点とした3000人を2年続けて大きく上回る厳しい状況が続いています。
県外への転出者数と県内への転入者数の推移を分析したところ、転出者
数はほぼ一定の水準で推移していますが、転入者数が減少傾向にあり、
30歳から44歳とゼロ歳から14歳の年齢層、つまり、働き盛りの世代
であり、子育て世代でもある親とその子どもたち世代の転入の減少が大
きく影響していることがわかりました。

県内の中小企業、小規模企業において、まだ本格的な景気回復の実感
が伴わない状況はあるものの、各種統計データから本県の雇用、経済
は回復基調にあり、有効求人倍率がリーマンショック前の水準を超えて、
その後も高水

準を維持し、本年4月には1.54倍となるなど県内の事業所では人手不足が続いています。

一方で、先ほど申し上げたように、現役の働く世代や若者、子どもたちの流出が続いており、こうした状況をしっかりと認識し、対策を進めていく必要があると考えます。

引き続き、働く場の確保や魅力向上、移住の促進、若者の県内定着など施策を総動員して取組をさらに加速するとともに、国に対し、地方が取組を着実に推進するための支援を働きかけていきます。

なお、移民の受け入れにつきましては、労働力不足を背景に、現在、国において議論されているところであり、県としても動向を注視し、適切に対応してまいります。

一方、県内の雇用情勢が改善しつつある中でも、働く意欲がありながら働くことができない若者や女性、高齢者、障がい者の方々がまだまだいらっしゃることを重く受けとめています。これは、例えば、正規職員で働きたいんだけど、望まずに非正規職員になっている場合であるとか、あるいは三重県内にいらっしゃる外国人の皆さんで働きたいのに働けない状況とか、そういうようなこととかも含めて、まだまだ働く意欲がありながら働くことができない方々がいらっしゃることを重く受けとめております。

したがって、私としましては、まず、働き方改革や障がい者雇用の推進等を通じて、こうした方々の雇用環境の改善に取り組み、働く希望がかなう状況をつくることが先決であると考えており、全力を挙げて取り組んでまいります。

〔29番 小林正人議員登壇〕

○29番（小林正人） 知事、ありがとうございます。

三重県としての地方創生の総合的な考え方ですけれども、社会減、自然減等に対応していただいて、先ほどお話をされた、働きたいけど働けないとか、そういう方々を中心に、今後、いろんな取組をしていっていただくと、そういうことだと思いますので、引き続きよろしくお願いをいたしたいと思

ます。

また、外国人労働者の件でありますけれども、これもいろいろ問題はあるとは思いますが、一定のこの要件をクリアすれば、私、個人的には、この移民ということには、どちらかというとなら賛成であります。というのも、多文化共生の観点とか、あるいはただでさえ、言葉は悪いかも知りませんが、閉塞感があるこの国が、海外から多くの人材が来れば、グローバル化ということもさらに進展されるのではなからうかな、そういうようなことも考えますので、労働力の一つとしてもそうですけれども、新しい、海外から日本を見る目というのも考えて、この移民政策、国の動向を今後注視しながら取り組んでいただきたいなど、このように思うところでございます。

次に、二つ目の質問に入らせていただきたいと思っております。

その前に、ちょっとこのパネルを見ていただきたいと思っております。（パネルを示す）これは三重県看護連盟のホームページでありまして、各看護師さんの現場の声、いわゆる掲示板というところに書き込まれたものであります。これを一つ一つ読んでいくと時間が足らなくなりますので、皆さんでまたちょっと読んでいただきたいと思っております。二つ目、こちらもそうですね。

（パネルを示す）このような現状を十分御理解していただいてから御質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、充実した看護体制の確保に向けた取組について、今回、4項目に分けて質問をさせていただきたいと思っております。

団塊の世代が後期高齢者になる2025年問題を控え、地域医療構想の構築並びに地域包括ケアシステムの充実を図るためには、県内の看護師必要数は今後さらに増大することが予想されます。現況としましては、県内就業看護師数は、平成26年度末統計で1万4910人、これは全国第27位であり、人口10万人当たりでは817人、全国第36位で、前回の調査のときに766人でございましたけれども、ここからは微増ということですが、全国平均の855人にはまだ届いていない状況にあります。

また、就業されていない、いわゆる潜在看護職の方は約1万人と言われて

おり、何らかの理由で退職をされ、その後復職されていない方々の掘り起こし対策も今後必要だと考えます。

県におかれましては、これらのことに対しいろいろな対策をしていただいていると思いますが、まず1点目として、ナースセンター事業についてお問い合わせをいたします。

この事業は、未就業の看護師に対して再就業の支援を行うとともに、看護の魅力の普及啓発を通じて医療機関等の看護職員不足の解消を図る、また、免許保持者の届出制度に基づき、把握した情報をもとに再就業に向けた取組を進めるとあります。予算的には、平成28年度は約3072万円、29年度は約3700万円、この大変厳しい財政状況の中、当初予算編成の中で増額をされております。

しかし、いろいろ調べてみますと、実態は、平成28年度の看護師確保のための詳細な事業が29年度に一本化をされ、本来どの程度増減含めて変わったのかわからない状況であることから、その中身とこの事業の効果、予算的にはどれぐらい増減、どうであったのか、また、十分であるのかお聞きしたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

〔松田克己健康福祉部医療対策局長登壇〕

○健康福祉部医療対策局長（松田克己） ナースセンター事業の予算について御答弁申し上げたいと思っております。

都道府県ナースセンターとは、看護師等の人材確保の促進に関する法律の規定に基づきまして、各都道府県に一つ指定することができるものでございまして、看護職員の確保、離職防止、潜在化予防のための事業を行うものでございます。

三重県では、平成5年に三重県看護協会に三重県ナースセンターを設置しておりまして、その後、27年12月には四日市市に三重県ナースセンター四日市サテライトを開設し、現在、県内2カ所、津市と四日市市でナースセンター事業を行っているところでございます。

ナースセンター事業では、無料職業紹介事業でございますナースバンク事

業、それから、啓発事業でございます看護の心普及事業、そして、四日市市でのサテライト展開を行い、離職者の復職に向けて早期アプローチを図る看護職員確保拠点事業等五つの事業を行い、看護職員の確保対策に取り組んでいるところでございます。

ナースセンター事業費につきましては、先ほど議員御紹介のとおり、平成29年度当初予算額は3682万9000円となっております、28年度の3593万1000円と比べて89万8000円の増額となっております。

主な増減の要因としましては、平成28年度まで実施しておりました看護職員確保定着支援員の病院巡回訪問事業につきまして、県内病院の現状が把握でき、事業目的を達成しましたことから事業を終了した一方で、看護職員確保拠点事業につきましては616万1000円の増額を図るなど、厳しい県財政状況の中、スクラップ・アンド・ビルドを行い、事業経費の見直しを行ったところでございます。

今後も、看護職員の確保を図るため、効率的かつ効果的な事業の執行に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

[29番 小林正人議員登壇]

○29番（小林正人） ありがとうございます。予算的には89万円、微増ということで理解をいたしました。

答弁の中で、幾つかナースセンターの事業も御紹介をいただきましたけれども、その中で、さらにちょっと細くなるんですけども、この看護の心普及事業というのが先ほど医療対策局長の答弁の中にもあったと思います。これは大変有効な事業だと思っております。

どういうことかといいますと、事業内容として、みえ看護フェスタや1日看護体験等、県民や高校生がより看護というものを知り、より多くの人が看護職になっていただけるような取組をする、そのようなことでございます。希望者のほうも年々増加してきておりまして、本年度は約800人というようにも聞いております。

しかしながら、財源のことをちょっと言うのは心苦しいんですけども、平成27年度、この事業においては約200万円あった事業費が、28年度は約184万円、そして、今年度はさらに減額になるというふうに言われております。そうすれば、本当に看護職を志すきっかけづくりには欠かせない最適な事業と考える看護の心普及事業というのの継続が非常に難しくなってくるということもあって、今後の県のさらなる財政支援のあり方について再度お聞きしたいと思います。

また、こちらも御紹介がありました、四日市市のサテライト事業です。これも本当にありがたいことで、大変有効であるというふうに思っております。

しかしながら、求職相談件数が昨今非常に増えてきておるということで、それに対応する職員がなかなかいないというような現状であるというふうに聞いています。今年になって非常勤の方を2名ぐらい配置をすることになったとはいうものの、1週間の中では、時には1日、単独職員で対応することも少なくない状況であるというような話を聞きます。

こちらも大変有効な事業と考えておりますので、人員確保を最優先に考えていかななくてはならない問題であると思っておりますけれども、そのためにも、やはり財政支援ということが求められると思います。その辺のお考えについて再度お聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○健康福祉部医療対策局長（松田克己） 看護の心普及事業につきましては、県民の方に広く看護への理解を深めていただくことを目的としまして、看護職員確保の取組の一つとして実施をしてございます。

取組内容といたしましては、先ほど議員から御紹介もありましたように、各種啓発事業を行っておるわけでございますけれども、毎年5月12日の看護の日にあわせまして看護フェスタを開催しており、この平成29年度は三重県総合文化センターにおきまして看護に関する展示や健康チェックを行い、461名の方に来場いただきました。

また、中学生や高校生を対象にしました看護の知識についての講義を行う看護出前授業を開催し、平成28年度には中学校2校、高校1校を訪問し、

266名の生徒が受講していただいております。さらに、高校生を対象に、県内の医療機関で看護業務の見学及び体験を行う1日看護体験を夏休みの期間に合わせまして2日間実施しております。平成28年度は772名の参加がございました。特に、この1日看護体験の参加者につきましては年々増加傾向でございまして、看護職員を目指す学生にとりましては大変重要な事業となっております。

この事業に係ります平成29年度の当初予算につきましては140万円ということですが、事業精査により、前年比でさらに13万3000円減額となっておりますけれども、所要額は確保しておるというふうに考えてございます。

それから、サテライト事業につきましては、平成28年1月から、四日市市におきまして、三重県ナースセンター四日市サテライトということで活動を開始しております。平成28年度の求人や求職に関する相談実績は、津にございますナースセンターのほうで7941件、四日市サテライトのほうで7782件となっております。先ほど議員から御指摘もございましたように、この四日市サテライトにおきましては、電話対応と来所をされた方の相談が重なることがあることから、この平成29年度の当初予算におきましては、相談対応職員を1名増員したところでございまして、予算の増額をしているところでございます。

それから、再就業に際しまして技術面で不安を抱える潜在看護職員が採血などの実習ができるよう、そういった環境整備に係る費用についても確保したところでございます。

今後ますます高まる看護への需要に応えるため、地域医療介護総合確保基金等を活用しまして、引き続き三重県ナースセンターに係る予算の確保に努めてまいります。

以上でございます。

〔29番 小林正人議員登壇〕

○29番（小林正人） ありがとうございます。看護の心普及事業については、

了解をいたしました。

ナースセンター、四日市サテライトのほうですけれども、1名増やしていただいたということですね。それでもまだ足りないということなんで、何とか引き続きの人員の確保を考えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次いで二つ目の質問に入らせていただきたいと思います。看護職員確保対策事業であります。

内容は、多様な保育ニーズに対応できる病院内保育所の設置に向けた支援や、医療機関のニーズに応じた相談、専門家派遣の取組を通じて、離職防止や復職支援を行う、また、医療機関や訪問看護ステーション等に対し研修受講に係る費用を補助することにより認定看護師の育成を図るとあります。助産師に関しては、地域偏在の解消や助産実践能力の向上を図るため、助産師外向支援システムの取組を進めるとあります。

しかしながら、こういう取組をおっしゃられておりますけれども、特に助産師においてなんですけれども、三重県の助産師数ですけれども、10万人当たり約21人と、全国平均の27人を大きく下回っておる現状であります。そういうことも考えていただきながら、この事業における全ての成果というものを一度お聞かせしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

〔松田克己健康福祉部医療対策局長登壇〕

○健康福祉部医療対策局長（松田克己） 看護職員確保対策事業について御答弁を申し上げます。

看護職員の状況につきましては、議員のほうから冒頭御説明がありましたように、平成26年12月末現在で、人口10万人当たりの本県の看護師数は817人ということで、前回調査、24年のときと比べて増加いたしておりますけれども、全国順位は36位ということでございまして、全国平均855.2人に比べて38.2人少ないという状況になってございまして、看護職員の確保対策につきましては喫緊の課題ということでございます。

このような状況のもと、本県におきましては、看護職員の確保対策を総合的に検討する場といたしまして、平成26年度に三重県看護職員確保対策検討会を設置いたしまして、人材確保対策、定着促進対策、資質向上対策、そして、助産師確保対策の四つの視点から取組を進めておるところでございます。

議員のほうから御指摘のありました助産師確保対策につきましては、助産師養成校への運営費補助や医療機関への実習指導にかかります人件費補助を行うとともに、新人から中堅までの体系的な研修を実施しておるところでございます。

また、助産実践能力の強化と助産師就業先の偏在是正等を目的とした助産師出向支援導入事業によりまして、平成28年度には二つの医療機関において計2名の助産師の出向を実施しております。さらに、平成28年度から、助産実践能力の向上や周産期医療に携わる多職種間の顔の見える関係づくりを目指した研修会も実施をしているところでございます。

今後も、こうした取組を通じまして、看護職員が生涯にわたって意欲的に働き続けることができる環境づくりを促進することで、三重県の看護職員の確保を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

[29番 小林正人議員登壇]

○29番（小林正人） ありがとうございます。

いろいろ医療対策局長のほうから御答弁をいただきました。人材確保や定着、このことに関しては理解をいたしました。この事業の中に、院内保育所の整備等々ということが書いてあるんですけども、今、県内には36カ所ぐらいだったと思うんです、院内保育所の数ですけども。その36カ所でも、保育の質の向上とか内容も、まだまだ、いいところもあれば悪いところもある。非常にこの差が大きいというんで、その辺のことの今後の対応と、あと、病児・病後児保育、これについてというか、受け入れ先が大変不足しておるといふふうに思いますので、今後、こちらのほうも整備を十分に考えていただきたいと思います。

助産師のほうも、人数の確保もさることながら、就業先の偏在をできる限り解消していただいて、安心・安全な出産環境を今後も確保できるよう、財政支援を含めた取組を期待いたします。

時間の関係で次に進ませていただきます。

三つ目でございます。看護師の勤務形態についてであります。

総合病院等における看護師の超過勤務時間や夜勤体制は、かなり過酷であり、その結果、体調やメンタル面を崩し離職してしまうといったケースも多々あり、かなり深刻な問題になっているとお聞きいたします。

このような現状から、日本看護協会等では、看護職員の労働負担軽減策や夜勤交代制勤務に関するガイドライン等を作成、一定の取組をされておられるようですが、現状はまだまだ厳しいものがあるようです。特に夜勤においては、慢性的な看護職員不足の中、ワーク・ライフ・バランス等の推進が行われるため、非常勤の看護職員等の夜勤免除の申し出があると認めなければならない、夜勤をする看護職員が減少し、夜勤ができる常勤看護職員の負担が大きくなっていると聞きますし、県もこのような事実を把握されておられると思います。

そこで、基本的には民間の話だとは思いますがけれども、例えば、医療機関等に関しての働きかけ、県では、平成26年度に、三重県医療勤務環境改善支援センターを設置していただいていると思っておりますけれども、その機能状況はどうか、また、国の労働形態の法の制度化、これも今進められておるようですけれども、それに対する考え方、また、県管理の病院の実態はどうか、さらには、夜勤手当等給与改善における県費による支援等についてどのようにお考えになっておられるのかお聞きしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

〔松田克己健康福祉部医療対策局長登壇〕

○健康福祉部医療対策局長（松田克己） 看護師の勤務形態について御答弁申し上げます。

看護職員は、24時間365日、患者の生命と健康を守る、社会的に意義のあ

る、やりがいのある職業ではございますけれども、夜勤、交代制勤務が心身や生活に及ぼす負担が大きいことから、夜勤者の確保が困難になっているという状況がございます。

また、県が平成25年度に実施いたしました三重県看護職員の就業環境実態調査によりますと、過去1年間に仕事をやめたいと思ったことのある看護職員のやめたいと思った理由につきましては、やはり労働条件への不満が一番多い結果となっております。また、日本看護協会の平成28年の調査によりますと、夜勤期間の長い、夜勤勤務時間の長い看護職員が多い病院ほど離職率が高い傾向があるということが確認できております。

このような状況のもと、今後ますます高まる看護への需要に応えるためには、給与や手当だけではなくて、看護職員の離職防止、定着促進等を図るため、計画的に、先ほど議員が御紹介いただきました、勤務環境改善に取り組む医療機関に対して総合的な支援体制を構築することが必要になってまいります。

改正医療法によりまして、平成26年10月から、各医療機関の管理者に対しまして、医療従事者の勤務環境改善への取組が努力義務化されました。あわせて、都道府県の役割としても、医療従事者の勤務環境改善に係る拠点機能の確保が努力義務となったことから、各都道府県におきまして、医療勤務環境改善支援センターが設置されるということになったわけでもございまして、三重県におきましては、平成26年8月に、三重県医療勤務環境改善支援センターを全国で3番目に設置し、運営を三重県医師会に委託し、医療従事者の勤務環境改善を促進するための拠点として医療機関に対する総合的な支援を行っているところでございます。

なお、設置形態につきましては、24の都県が直営となっておりまして、本県を含む23道府県が医師会や病院協会などに事業を委託しておるという形でございます。

この三重県医療勤務環境改善支援センターの具体的な事業内容につきましては、勤務環境改善計画策定推進のための講習会の開催、それから、医業分

野のアドバイザー事業、医療労務管理支援事業などを行っているところでございます。そのほか、三重県独自の取組としまして、女性の医療従事者が働きやすい環境づくりを促進するため、全国で初めて、平成27年度に県の公的な認証制度でございます、女性が働きやすい医療機関認証制度を創設し、医療勤務環境改善支援センターと連携して取組を進めているところでございます。

こうした取組を進める中で、改善の余地がある医療機関に対しましては、この医療勤務環境改善支援センターの医療労務管理アドバイザー、社会保険労務士の方が助言、指導を行っているということでございます。

平成28年度の取組実績につきましては、勤務環境改善計画策定推進のための講習会が2回、医業分野アドバイザー支援が16カ所、医療労務管理支援事業の相談件数は25件となっております。

また、女性が働きやすい医療機関認証制度につきましては、平成27年度からこれまでに17医療機関から申請がございまして、8医療機関を認証しているところでございます。

今後も、これらの取組を通じまして、医療機関の管理者に対しまして医療従事者の勤務環境の改善に向けた取組を働きかけていきたいと考えております。

以上でございます。

〔長谷川耕一病院事業庁長登壇〕

○病院事業庁長（長谷川耕一） 県立病院における勤務環境改善の取組についてお答えをいたします。

病院事業庁では、県民の皆さんや地域に信頼され、かつ医療従事者にとって魅力ある病院づくりと良質で満足度の高い医療サービスの実践をミッションとして病院運営を行っております。

そうした中で、県直営のこころの医療センターと一志病院では、看護師の負担軽減といたしまして、看護補助者の配置や業務量に応じた柔軟な人員配置などにより、時間外勤務の縮減や夜勤回数の軽減などに取り組んでいると

ころでございます。また、生活面や精神面への支援として、育児短時間勤務や部分休業などの子育て支援制度の運用、院内保育所の運営、心理カウンセラーによるカウンセリングなどを行っているところでございます。さらに、職員の自己実現の援助といたしまして、看護実践能力を段階的に取得できる人材育成システムでございますキャリアラダー制度の運用や、専門看護師、認定看護師などの専門資格の取得支援を行うとともに、取得をしていただいた方にその専門資格を活用できる組織運営を行っているところでございます。

このような取組の結果、直営2病院における平成28年度の離職率は4.1%でございました。これは、日本看護協会が発表されました直近、平成27年度の数値でございますが、三重県平均9.8%を下回る状況となっております。

なお、平成28年度における看護師の充足率は100%でございました。

今後も、良質で満足度の高い医療サービスを安定的かつ継続的に提供するためには、看護師をはじめとした医療従事者が高いモチベーションを持って働き続けられる環境を整備することが重要と考えております。引き続き勤務環境の改善に積極的に取り組んでまいります。

以上でございます。

[29番 小林正人議員登壇]

○29番（小林正人） ありがとうございます。お答えをいただきました。

いろいろ再度お聞きしたいこともあるんですけども、時間の関係で、まずその夜勤手当ですけども、先ほど医療対策局長がおっしゃられたように、当然、賃金だけでなく労働形態、これを考えていくということももちろん必要だと思いますけれども、三重県の看護師の夜勤手当というのが、御存じのように、全国平均よりかなり下回っているという状況なんです。ですから、この賃金の面の改定ということも、できたら県費か、その辺は財政がどこにあるかわかりませんが、何とか努力して取り組んでいただけたらなというふうに思います。

それから、県立病院ですけども、四日市市の県立総合医療センター、こちらにおいては、私も現場に行って、いろいろお話も聞いて、見せていただ

きました。確かに、非常にいい環境で、院内にコンビニもあって、それから、院内保育所もあって、そういう勤務形態もきちっとしてしているので大変これはいいことだなと思いますので評価をさせていただきますし、また、これまで以上にさらによくやるよう頑張っていたきたいと思います。

そして、大変前後して申しわけないんですけども、三重県医療勤務環境改善支援センター、これを設置していただいたということなんですけれども、答弁の中で、24都県は直営だというようなところで、ということは、三重県は直営ではなく、三重県医師会に設置していただいているんですよ。果たして、その三重県医師会の中にこういうセンターを設置していただいて、本当に機能できるのかどうかというのが疑問なところなんです。

例えば、一つ、極端な例ですけども、県の職員が、何かこう、いろいろその勤務あるいは賃金に関して問題があったときに、そういうセンターとか話を聞いていただくところが、知事室や総務部長室とかそういうところにあつたら、当然相談に行けないと思うんですよ。ですから、やっぱり、三重県においてもこれは直営にさせていただくべきじゃないかと、そのように思いますけれども、再度この点についてお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○健康福祉部医療対策局長（松田克己） 医療勤務環境改善支援センターの相談窓口につきましては、この中での医療従事者の勤務環境改善の取組というのは、医療機関の管理者の責務ということに法律上位置づけられておりますので、こういった相談業務が管理者中心となることもありまして、三重県医師会のほうへ事業を委託しているところでございます。

なお、看護職員が直接相談できる窓口といたしまして、三重県看護協会に設置してございます就業環境相談窓口がございまして、今後は、こちらの看護協会のほうの相談窓口へ寄せられました御意見と医療勤務環境改善支援センターと連携した取組についても検討してまいりたいと考えております。

今後、引き続き、医療機関の管理者に対しまして勤務環境改善の取組を働きかけることで、看護職員を含めた医療従事者の勤務環境改善に努めてま

いりたいと考えております。

以上でございます。

〔29番 小林正人議員登壇〕

○29番（小林正人） ありがとうございます。時間の関係でもうこれ以上聞きませんけれども、今後、さらなる取組を期待しております。

最後、四つ目でありますけれども、看護師等修学資金貸与制度についてあります。

昨今、貧困という言葉をよく耳にしますが、看護師等養成施設においても、経済的理由で留年や中途退学を余儀なくされた方も多々いると聞きます。そのような中、現状、この制度は大変重要なものであると思います。

しかしながら、問題もあり、三重県のこの制度においては、その返還免除規定が、200床未満の病院や診療所、介護老人施設への勤務に限定されており、現状を聞いてみますと、卒業後、その大多数が200床以上の総合病院に充実した卒後研修を求めて勤務するとのこととあります。多くの学生が経済的理由で進路を左右されることなく、制度の緩和をしてはと考えますが、そのことについての御所見をお伺いいたします。

〔松田克己健康福祉部医療対策局長登壇〕

○健康福祉部医療対策局長（松田克己） 看護師等修学資金貸与制度について御答弁申し上げます。

県内における看護職員の不足の解消に向けた取組の一環としまして、将来、県内の医療機関で看護職員として就業する意思がある県内外の学生を対象に修学資金を貸与し、看護職員の総数確保に取り組んでいるところでございます。

一方、看護職員不足の状況についてでございますけれども、三重県看護協会が実施いたしました、平成28年度病院看護実態調査によりますと、200床以上の病院の不足率が平均0.97%、それに対しまして、200床未満の病院の不足率が平均1.75%となっておりまして、200床未満の中小規模病院の看護職員の方のほうがより不足しているという状況でございます。

また、200床以上の大病院につきましては、独自の修学資金貸与制度を設けている場合が多いため、県の看護師等修学資金貸与制度は、中小規模病院の看護職員の確保に重点を置いた制度としているところでございます。具体的には、看護師等養成施設在学生の場合、返還免除対象の医療機関は、県内の200床未満の病院あるいは精神病床数が全体の80%以上の病院、診療所、重症心身障がい児施設、介護老人保健施設などを対象としているところでございます。

このように、中小規模病院の看護職員が充足されていない現状におきましては、この看護師等修学資金貸与制度の返還免除基準の早急な見直しはなかなか考えづらい状況でございますが、今後、医療機関を取り巻く環境の変化に応じて随時検討していきたいと考えております。

以上でございます。

〔29番 小林正人議員登壇〕

○29番（小林正人） ありがとうございます。なかなか難しそうですけれども、今後、また検討していただきますようよろしくお願いいたします。

続きまして、三つ目の三重県身体障害者総合福祉センターについてお聞きしたいと思います。

このセンターは、御存じのように、指定管理者制度により社会福祉法人三重県厚生事業団が運営をしております。今回は、このセンターにおける清掃管理等業務発注の考え方について少しお伺いしたいと思います。

今から3年前、このセンターでは、屋外除草業務として、当時、ゴールド人材と称して、二つの社会福祉法人、障がい者施設等が行っておられました。そして、平成28年では、センターの環境整備事業として屋内清掃業務を指名競争入札で行うこととなり、結果、障がい者施設事業所が落札をされました。そして1年が経過をしたわけでございますけれども、今年度、平成29年度、どういうわけか、この屋内清掃業務の発注が、指名競争入札から一般競争入札に変更され、いわゆる通常の民間清掃業者が落札をされました。

いろいろ健康福祉部に話を聞きますと、そういった障がい者施設事業所に

不備があったんだと、いろんなミスがあったんだというようなことをおっしゃっていましたが、私もその事業所のほうから話を聞いたんですが、大変軽微なことで、改善計画もきちっと出されていますし、決してそんなことでこの仕事を外されるというような問題ではないようなことだったと思います。百歩譲って、そこの仕事を請け負った社会福祉法人にミスがあっても、これはどうしようもないんだ、違うところに変えなきゃならないんだというようなところで、ほかの清掃業務をやっておられる社会福祉法人なり、事業所なり、そういうところが仕事をされるのであれば、それは話はわかるのですけれども、この三重県身体障害者総合福祉センターというのは、まさに障がい者の尊厳を保持しつつ、その能力を最大限発揮し、自己実現できるように支援をしていただく、そんな使命を基本理念に持つこの大もとのセンターが、他の民間の企業も参入できるような一般競争入札に今回したというのはいかがなものかな、このように思いますので、県のお考えをお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

〔田中 功健康福祉部長登壇〕

○健康福祉部長（田中 功） 三重県身体障害者総合福祉センターの清掃委託を福祉事業所等に優先発注したらどうかということにつきまして答弁申し上げます。

平成25年4月の障害者優先調達推進法の施行に伴いまして、三重県では、調達目標を含めた調達方針を平成25年度から毎年度、策定、そして公表し、障害者就労施設等からの優先調達に取り組んでいるところでございます。

一方、三重県身体障害者総合福祉センターでございますけれども、このセンターは、身体障がい者の福祉の増進を図るため、各種相談や機能回復訓練、入所支援や日中活動支援等の事業を行っている施設でございます。

この施設の管理のうち、清掃業務につきましては、三重県厚生事業団から外部委託が行われておりまして、その受諾者についてですけれども、議員からも御案内がございましたが、平成28年度は、優先調達推進の趣旨に鑑みて、福祉的事業所を含む複数の事業者を指名して競争入札により決定したところ

です。しかし、本年度は、昨年度の業務の執行の状況等を総合的に勘案し、清掃業務を実施している一般企業を指名して競争入札により決定したと聞いております。

障害者就労施設等からの優先調達につきましては、指定管理者制度により管理されている県施設についても、基本協定書の中に配慮すべき事項として盛り込むなど県としても推進しているところですが、個別具体の発注につきましては、契約当事者である指定管理者が判断すべきものと考えておりません。

県としましては、指定管理者に対して、基本協定書の規定も踏まえながら障害者就労施設等からの優先調達について引き続き協力を求めています。

また、優先調達を推進する上では障害者就労施設等の受注体制を向上させることも重要であり、障害者就労施設等が共同して受注、品質管理等を行うために設置しております共同受注窓口みえも活用しながら、受注業務の拡大であるとか質の向上、円滑な履行の支援に取り組んでまいります。

障がいのある方々が自立した生活を送っていく上で、就労によって経済的な基盤をつくっていくことは非常に大切なことです。このような考え方、取組が後退することのないようしっかりと取り組んでまいります。

以上でございます。

[29番 小林正人議員登壇]

○29番（小林正人） ありがとうございます。健康福祉部長の答弁、本当に、もっと白熱したバトルができるのかなというふうに思っておりましたけれども、温かい回答でしたので、時間もないことですので、引き続きそのように取り組んでいただきたいと思います。ありがとうございます。

4番目でございます。

県管理河川における沈廃船の移動撤去・処理等問題についてであります。

昨今、県管理河川の至るところで沈廃船の問題が見受けられます。御承知のように、漁港等湾内で沈廃船を発見した場合、漁港漁場整備法に基づいて所有者の確認、適正な保管等一定の要件をクリアしてから行政代執行により

処置をする。この場合も、対象船舶が廃棄物に該当するかどうか、あるいは所有者が確認できない場合、簡易代執行により処理は可能だが、その撤去等費用は漁港管理者が負担をしなければならない等の問題がありますが、一応の法による対処方針というものが定められております。

しかしながら、河川の場合とはいうと、港湾内に準ずるとは思いますがけれども、なかなか周知されていないという現状であり、その沈廃船の移動や撤去、処分については、最終的に誰が、どこが責任を持つのか非常にわかりづらい、理解されていないというところがあると思います。

例えば、仮に漁港にほとんど影響が出ないような河川上流部でそのような沈廃船が発見され、所有者もわからず、誰も手がつけられず、長い期間を経て河口付近にまで漂流し、最終的には漁場、漁港、他の船舶や養殖等に被害を与えるというケースも想定されます。その場合、もし、その途中経過においてそのような最悪の結果を想定して、善意で、県管理の河川だから県に移動撤去をお願いしたいという方がいたとしたら、県はどのような対応をされますか。よろしく願いいたします。

〔水谷優兆県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（水谷優兆） 河川内の沈廃船の処理についてお答えをさせていただきます。

河川区域内の沈廃船など流水の障害や河川管理上の支障となる放置物件への対応は、河川法に基づき各河川管理者が行うことになっております。県管理河川の場合は県が行います。

具体的な対応手順につきましては、船の所有者が特定できる場合とできない場合で異なります。

所有者が特定できる場合は、まず、所有者に対し撤去の指示を行います。所有者がその指示に従わない場合は、監督処分として放置物件の除去命令を行います。さらに所有者が従わない場合は、行政代執行により河川管理者が沈廃船の撤去を行います。

沈廃船の所有者が特定できない場合は、河川管理者が撤去を行います。た

だし、沈廃船が財産的価値を有する場合は、撤去をする旨公告した後に撤去を行いたいと考えており、このような沈廃船等の河川の流水や河川管理上支障になるものにつきましては、河川管理上はもちろんですけれども、河川の利用者に対しても非常に影響があるものでございますので、今説明させていただいたような河川法に基づく処理を周知し、適切な対応をしてみたいと考えております。

〔29番 小林正人議員登壇〕

○29番（小林正人） ありがとうございます。再度お聞きしますけれども、県管理河川に沈んでおる沈廃船、所有者がわからない場合、適切な保管期間をおいて、これは県が撤去をしていただくということでもよろしいですね。

○県土整備部長（水谷優兆） 県が管理しています河川上にあるものにつきましては、県が河川管理者として撤去をさせていただきます。

〔29番 小林正人議員登壇〕

○29番（小林正人） ありがとうございます。その部分を一番確認させていただきかけたんですけれども、なかなか、県土整備部長はそのように言っていたいたんですけれども、こういう相談がありますと、県の機関が、予算がないとか、それは行政代執行しか方法がないよねとか、そういうふうには、いわゆる、悪く言うわけじゃないですけれども、なかなか周知できていないというのが現状であろうかなと、そのように思います。

この間、私の地区で県の事務事業説明会のときにいろいろ御説明をいただいて、建設事務所の管理課というのがあるんですね、その内容を見てみますと、道路法、河川法、海岸法、港湾法、国有財産法に基づく許可事務云々とありまして、最後に、放置車両の処理に関する事務を行うと、車のことについては書いてあるんですね。それで、できたら、ここに船舶についても対応するというように記述を書き加えていただいたらどうかな、そのように思うのが一つありますので、そのことについての御答弁と、それから、仮に簡易代執行を行う場合、手続とかその他もろもろのその経費がかかると思うんですけれども、この経費の分も、これも県が負担をしていただけるというこ

とでよろしいのでしょうか。

○**県土整備部長（水谷優兆）** 議員御指摘のように、これまで、河川内の処理というものについて発生事案が余り多くございませんでした。このような状況から、関係者への周知徹底が改めて必要であると考えております。

そこで、今月の26日に開催を予定しています担当者会議において、河川法に基づく適切な処理ができるように、再度、周知徹底を図りたいと考えておりますし、各管理課に置かれております手引きというかマニュアルの中にもしっかりと書き込むような処理を講じていきたいと考えております。

また、所有者が撤去に従わず、河川管理者が実施した行政代執行の費用につきましては、河川法に基づきまして所有者に請求を行います。

〔29番 小林正人議員登壇〕

○**29番（小林正人）** わかりました。時間があれですのでこれぐらいで終わらせていただきますけれども、県管理河川にある沈廃船は、責任を持って県が撤去していただくというようなことですね。ありがとうございます。

では、最後の質問に入らせていただきたいと思います。

鈴鹿市内の幹線道路整備状況と今後についてでございます。

ここも幾つか質問をさせていただきたいと思ったんですけれども、もう残り2分ですので、割愛をさせていただいて、県道鈴鹿環状線磯山バイパスと、それから、まだ事業化等はされておられませんけれども、鈴鹿亀山道路、これの将来展望について、この2路線についてお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

〔水谷優兆県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（水谷優兆）** それでは、鈴鹿市内の道路整備についてお答えをさせていただきます。

鈴鹿市内の幹線道路の整備につきましては、鈴鹿市の南部地域と平田地区や東名阪自動車道鈴鹿インターチェンジのアクセスの強化を目的としまして、国道23号を起点として、中勢バイパス、国道1号を經由して鈴鹿インターチェンジへ至るルート設定して、鈴鹿市による市道整備とあわせた県道整備

を行っております。

このうち、鈴鹿環状線磯山バイパスにつきましては、国道23号交差点から約1.8キロメートル区間が既に完成供用したことにより、残る中勢バイパスに至る区間の道路計画について、地元の了解を得られましたので、本年度は、用地取得とあわせて伊勢鉄道の立体交差の設計を進めていきたいと考えております。

次に、鈴鹿亀山道路でございます。

鈴鹿亀山道路は、鈴鹿市内の国道1号北勢バイパスから亀山市内の東名阪自動車道亀山ジャンクションを結ぶ地域高規格道路です。この道路は、現在、都市計画決定を目指して都市計画法と環境影響評価法に基づく手続を進めており、都市計画決定に必要な道路線形や道路構造など基本的な設計を進めるとともに、環境影響評価法に基づく準備書の作成のため環境調査を行い、周辺環境に及ぼす影響について予測や評価を行っております。引き続き都市計画決定に向けて必要な準備を進めてまいります。

〔29番 小林正人議員登壇〕

○29番（小林正人） ありがとうございます。

磯山バイパスについては、平成33年に国体がありますので、三重交通Gスポーツの杜鈴鹿に直結する道路ですので、ぜひとも早期に全線供用開始となるようよろしくお願いいたしますと思います。

あと、鈴鹿亀山道路ですけれども、これも知事がよく言われております、これからは、道路は、直接効果を狙わず間接効果を、経済効果を狙うんだというようなことでございますけれども、事業主体がやっぱり国になりますと、県外の大手、事業主体が県になりますと。

○副議長（水谷 隆） 速やかに終結願います。

○29番（小林正人） わかりました。

事業主体は県ということで、ひとつよろしくお願ひしたいということ申し上げて、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（水谷 隆） 40番 三谷哲央議員。

[40番 三谷哲央議員登壇・拍手]

○40番（三谷哲央） 桑名市・桑名郡選出の三谷哲央でございます。

6月定例会議の最後でございます。大変お疲れとは思いますが、もうしばらくおつき合いをいただきたいと思います。

今日は、珍しく農業問題から入ってまいります。私が農業問題を語るというのは余りないんです。せんだっての津田議員が花卉花木の問題を論じる以上に珍しいのかなと、こう思っではおるんですが、なかなかする機会もなく、一昨年の一般質問のときは、ちょうど一般質問をする直前に伊勢志摩サミットが決定をしまして、急遽、伊勢志摩サミット一色の質問になってまいりましたし、昨年の一般質問は、あの参議院議員選挙の後、問責決議をするかどうかという大変な議論をさせていただいているときに、その高揚感の中で知事に向かって様々な質問をさせていただいたということでございます。とはいえ、じゃ、農業問題に全く関心がないのかということでは、そういうことではありません。平成7年、1995年、最初に県議会議員に当選をさせていただいた最初の質問、この演壇でさせていただいたのが農業問題でございまして、当時、米俵とのぼりを持ってこの演壇で質問させていただいた。議会運営委員会がよく認めたなというのが今でもあるんですが、それぐらい昔から農業問題には関心を持って今日まで臨んできておりますので、今日は、そのあたりのところもよく含めていただいて、丁寧で、かつ建設的な御答弁をお願い申し上げたいと思います。

まず、もうかる農業、ここから入らせていただきたいと、こう思います。

本年度の三重県経営方針の中で、政策展開の基本方針に沿った取組のうち「拓く」の項で、もうかる農林水産業の実現につないでいくため、みえフードイノベーションによる県産農林水産物の高付加価値化や6次産業化、異業種との連携の拡大、企業を含めた多様な担い手の育成に取り組む、国の米政策の見直しに対応する需要に応じた水田のフル活用や農地の集積、集約化の促進、農福連携の拡大、企業などを含めた多様な担い手の育成などに取り組む、このように書かれております。

水田のフル活用につきましては、後で別の角度から少し質問をさせていただきたいと、こう思っておりますが、この平成29年度三重県経営方針に従いまして、本年度当初予算では、従来の事業に加えて、新たに東京オリンピック・パラリンピックへの供給体制の構築、海外への販路拡大、集客交流の拡大、三重の農業若き匠の里プロジェクト総合対策事業、農福連携による次世代型農業モデル構築事業、こういうのがずらっと並んでおるわけです。まさに伊勢志摩サミットにより、三重県の食が、この食の知名度が高まったこの機会を逃さずに、もうかる農水産業の実現に向けた、そういう意気込みをも感じさせる予算になっておりまして、ぜひもうかる農業を実現していただきたいなど、こう思っております。そういう意味も込めまして、いま一度、もうかる農業とは何を指すのか。この基本の部分から考えていきたいと、こう思っております。

平成29年版成果レポート（案）の施策311農林水産業のイノベーションを支える人材育成と新たな価値の創出では、農林水産業などの様々な主体によって創出された新たな価値が産品等の開発に生かされ、商品として提供されることにより、もうかる農業の実現につながる。このようにされております。これ、進展度A。県民指標の目標項目は、魅力ある県産農林水産物や加工品が販売されていると感じる県民の割合、このようにありまして、その目標項目の説明では、みえ県民意識調査、この調査で、魅力ある県産農林水産物や加工品が販売されていると感じる、どちらかといえば感じると回答した県民の割合、これが指標にもなっております。

確かに、県民意識調査の問9、魅力ある県産農林水産物や加工品が販売されていると感じますかというのでは、実感している層の割合が45.2%、実感していない層を10.3ポイント上回っておりまして、前回調査より3.1ポイント高くなっています。当然、魅力ある県産農林水産物や加工品が販売されていると実感している県民が増えてきているわけですから、年々購入される県民も増え、売り上げも上がり、農業所得も増えてくる。こういう図式に、こういうサイクルになってきているのかなと期待をしているのですが、どうも

よくわかりません。

そこで、もう少し細かく見てみますと、同じ県民意識調査の中、問2の11、三重県産の農林水産物を買いたいと感じますかという、この県民の実感している層、当たり前のことですが、実感している層というのは83.8%、実感していない層の割合9.1%を圧倒しています。非常に多い。これは当然といえば当然ですね、県民ですから。ただ、この83.8%というこの数字は、平成23年の第1回調査以来最低の数字なんです。平成23年は87.4%。それ以来、徐々にではありますが確実に下がり続けて、平成28年は83.8%。魅力ある農産物や加工品が販売されている。これを感じる、実感する層は増えてきているんですが、買いたいと感じる人は逆に減ってきている。本当は、この買いたいというこの層の数字が、今回のもうかる農業の指標になってこなければいけない。やっぱり売れなければもうからないわけですから。ところがそういうふうにはなっていない。このギャップを、このところをきちっと埋めていく、これがもうかる農業実現への鍵といたしますか、道だと、こう思っております、なぜ買いたいと感じる層は、徐々にではありますが減ってきているのか。その原因は何なんですか。今日まで下がり続けてきているわけですから、当然、何らかの手だてなり施策がされてきているんでしょうけれども、それはどのようなことをされてきているんですか。そういう効果は上がっているんでしょうか。その点をお伺いしたいと思います。

また、あわせて、知事、いつもおっしゃっています、このもうかる農業、知事の考えるもうかる農業というのはそもそもどういうものなのか。その点もあわせてお答えをいただきたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬）

三谷議員からの久々の農業の御質問につきまして2点ありましたが、1点目の、今回の県民意識調査の下がっている要因分析と、買いたいと思ってもらうための施策のことについては後に部長から答弁させますが、2点目の、そもそも県が考えるもうかる農業とは何なのかについて、私のほうから答弁

いたします。

農業は、安全で安心な農産物の安定供給をはじめ、多面的機能の維持など様々な役割を果たしているだけでなく、地域経済や雇用はもとより、地域社会を支える重要な産業であると認識しております。

しかしながら、高齢化社会や経済のグローバル化、消費者ニーズの多様化が進む中、担い手不足や農産物価格の低迷など我が国の農業は厳しい環境の中に置かれています。

こうした厳しい状況に対応していくためには、安全・安心、鮮度や手ごろな価格など消費者の多様なニーズへの対応、さらには、ニーズを先取りした新たな価値の創出に取り組むとともに、農業経営の規模拡大や生産基盤の整備を進め、コスト低減、安定生産を図っていくことにより収益力の高い農業の展開につなげていくことが重要となります。

また、農村の活力を向上させ、農地や環境、文化など地域資源を有機的に結びつけ、持続的な営農体制の確立や農産物を活用した商品やサービスの開発など地域全体で生み出す価値を高めていくことも大切であると考えております。

こうしたことから、もうかる農業という言葉につきましては、農業者の所得向上や収益力の高い農業はもちろんのこと、農村地域全体で生み出す価値の向上を目指す取組が県内各地で積極的に展開されている姿を象徴的に表現したものとして用いております。

県では、これまで、もうかる農業の実現に向けて、担い手の育成、農業用水路のバイプライン化などの生産基盤整備、みえフードイノベーションの推進、首都圏や海外などにおける販路開拓支援、地産地消運動などの取組を進めてまいりました。

こうした取組に加えて、今後、さらに、農地中間管理事業による農地集積の加速化、みえ農業版MBA養成塾（仮称）による新たな人材の育成、国際水準GAPの認証取得や東京オリ・パラに合わせた販路拡大の促進、地域資源を活用した自然体験活動の充実強化などに取り組み、もうかる農業の実現

を目指してまいります。

今、主に生産面のところですね、生産や加工販売でも述べましたが、もうかる農業の実現のためには、今、三谷議員御指摘のとおり、買う側の方々の意識や買う側の皆さんの応援あってこそだと思いますので、これからそういうもうかる農業に向けた、買っていただく側の方々へのアプローチ、そういうところもしっかり取り組んでいきたいと思っています。

〔岡村昌和農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（岡村昌和） それでは、私のほうからは、県産農林水産物を購入したいと考える県民の率が下がってきていることの要因とそのための対応ということにつきまして御答弁申し上げます。

みえ県民意識調査におけます三重県産の農林水産物を買いたいというふうに実感している層の割合は、第1回の調査から継続して8割は超えております。ということで、県民の県産農林水産物に対するニーズは高いものというふうに考えておるところではございますが、先ほど議員からも紹介がありましたとおり、調査開始以降、平成23年の87.4%から28年の83.8%ということで、わずかながら減少傾向にあります。また、本調査を分析しました結果、18歳から20歳代の若年層や、あるいは単独世帯、また、女性よりも男性において実感している層が低くなっているということがわかりました。

このため、若い世代や単独世帯への対応が重要というふうに考えておりました、県産農林水産物を活用した幼少期からの食育活動をはじめまして、若い世代や単独世帯をターゲットにした県産食材を使用した簡単メニューの提案でありますとか、料理に簡単に使える下処理をした食材の提供を生産者や事業者等と連携して進めてまいりたいというふうに考えております。

また、県産食材の安全・安心の確保を図るとともに、食材に込められました生産者の努力や地域の歴史、文化などのストーリーを一体的に発信することで県民の皆さんの県産食材に対する認知度の向上や購買意欲の醸成につなげていきたいというふうに考えております。

また、一方で、魅力ある県産農林水産物や加工品を数多く販売することは、

それらを購入したいと考える消費者の増加につながるものと考えております。このため、引き続き、みえフードイノベーションネットワークの拡大や食のバリューチェーンの構築、6次産業化を目指す意欲ある生産者への支援などにも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔40番 三谷哲央議員登壇〕

○40番（三谷哲央） 部長ね、今、18歳から20歳だとか単身者だとか男性だとか、そういうところのニーズが弱いんだというようなお話で、今後も連携して施策を遂行していくとおっしゃっていますが、今日までもずっとやってこられているわけですね、様々な事柄を。それがそれなりの効果が上がっていないということに対する問題意識、課題意識というのは、今述べられたうちには入っていないような気がするんですが、その点は、部長、いかがなですか。

○農林水産部長（岡村昌和） そういった点についてはこれまでも取り組んできておりましたが、まだまだ成果も出ていないとも考えております。また、一方で、これらの取組をしてきたにもかかわらず低下もしているということもありまして、これ、別の調査によるんですけども、割高感があるとか、あるいは入手がなかなかできないとか品ぞろえが少ないといったような問題も聞いておりますので、そういったことに対しても、やはり魅力ある食材、農林水産物をさらに生産していくことによって、また、先ほども述べましたけど、その中にあるいろんなストーリーでありますとか、そういったことの付加価値的なものも十分にPRもしながら拡大を推し進めていくことによって、買いたいと思う、あらゆる世代で買っていただきたいと思うような農林水産物を生産し、拡大する取組を進めていきたいと考えております。

〔40番 三谷哲央議員登壇〕

○40番（三谷哲央） ぜひよく分析をしていただいて、効果のある施策の展開をお願いしたいなど、こう思います。

知事、もうかる農業というのは、農村地域全体の価値を高めるんだと、こ

れが県の考えるもうかる農業だと先ほど御説明をいただきました。これは確かにそのとおりだと、こう思うんですが、やはり、もうかるというのは、所得が上がらなきゃいけないのかなと、こう思っています。それも入るんでしょうけれども。

知事の政策集、また政策集かとか言われるとなかなかつらいところがあるんですが、政策集というのは、なかなかね、いろいろなところを書いてあるんです、いろんなことが。せんだっての一般質問で、濱井初男議員が、何を質問しようかということで、政策集を見たり新政みえのマニフェストを見たりしたけど、なかなかいいものが浮かばなくて、帯に長し、たすきには短しで。

ああ、そうですね。帯に短し、たすきに長しで余りいいのがなかったと、こうおっしゃっていましたが、あのとき、ぜひ僕のところに相談に来ていただければ、こういうところがあるよということをやっと教えてたんですね。

例えば、どうでもいい話なんですけれども、これが一番直近の知事の政策集、（現物を示す）この中にサミットの誘致が書いてあるんですね。サミット誘致しますよ。それと同時に、本居宣長サミットをやると、こう書いてあるんです。だから、要は、本居宣長サミットというのは、サミットが来るか来ないかは別として、やると書いてあるんですね。ところが、今はポストサミットの目玉事業で出てきているわけですよ。こういうのを突っ込むとむっちゃおもしろいなと僕は思うんですけども。

それはそれとして、この1回目の（現物を示す）「今こそ、三重開国の時」というやつ。この中に、「もうかる三重」というのがあるんですよ。

「もうかる三重」、県民所得を常時全国3位以内にしますと、こう書いてあるんですね。今さら全国3位以内になっているかどうかという、その問題をここで問おうとは思っていません。知事の認識は、もうかる三重の成果指標は県民所得なんです。だから、今回のもうかる農業の成果指標は農業所得でなければいけない、僕はそう思います。知事自身がこうやっておっしゃっているんですから。今さら地域社会全体の価値を上げるとか上手なことは余

りおっしゃらない方がいいのかなと、僕はそう思います。

それでもね、農業所得が右肩上がりにどんどん上がってきておれば、さほど問題にすることももちろんないと思いますし、県民所得と農業所得が、農家の所得が余り変わらないということなら、それは農業所得が少しずつでも上がってきているのかなと、こう思います。執行部に、県内専業農家の収入に関するデータはありますかとお尋ねをしたんです。ところが、なかなかいいのがなくて、出てきたのがこの表でございます。(パネルを示す)

ちょっと見にくいかもわかりませんが、まず押さえておかなければいけないのは、ここに書かれているのは、数字はあくまでも農産物の販売金額であって所得ではないということです。どんな事業でも同じですが、幾ら販売金額どんどんどんどん伸びても、それに係る経費が増えれば所得は増えない。つまり、この数字は農業所得をあらわしているのではないということなんです。これしかないということですので、これに従って少し話をさせていただきたいかなと思います。

農産物販売金額規模別認定農業者のいる農業経営体の割合、平成27年、母数は、認定農業者による農業経営体2029戸。そのうち1億円が4%です。ここです、1億円が、5000万円から1億円というのが3%。あわせてここが7%です。一方、300万円以下というのが30%います。それから、300万円から500万円未満、これが13%。この500万円未満で43%いるということなんです。500万円以上1000万円未満が21%ということですから、1000万円未満の経営体が6割以上あるということを示しています。認定農業者のいる農業経営体1戸当たりの平均農産物販売金額推計値の表を見ますと、この下のところですが、三重県の欄では、平成22年が1611万円、27年で2220万円、大きく伸びてきておりました、全国に比べても伸びている金額は多い。販売金額の増加が本県の半数近くを占める500万円以下の、どちらかといえば小規模な経営体の減少につながっているということであれば、小規模な経営体の販売金額が増加するということになりますので、これはこれで結構な話ですし、それだけもうかる農家が増えてきているのかなと、こうと思いますが、お伺い

をしますと、小規模経営体の割合は余り変わってなくて、5000万円以上、1億円以上の、こういうところの売上げが全体の金額を押し上げているということになっておるそうです。

この表をもとに、企画員に、無理やり、所得がどんなものか少しでもわからんかなという話をさせていただきましたら、あくまでも概算ですが、3回ぐらい断りが入って出てきた数字が、平成27年度生産農業所得では三重県は755万円、全国では714万円と、こういうことなんです。もしこの755万円だとか714万円、こういう数字が正しいとして、1経営体、1経営体ですから複数の方がおられるんですが、一経営体当たり755万円の所得を出そうとすれば、少なくとも販売金額規模が1000万円未満のところではどう考えても無理と。つまり、61%のところではこの金額は出てこない。やはり、翻って考えれば、5000万円以上のようなところが全体の所得も押し上げているのではないかと、このように思っています。

一握りの勝ち組とは言いませんけれども、非常に大きな売上げをしている7%の経営体、ここはこれからどんどんどんどん伸びていってもらって、それはそれで結構な話です。しかし、決してトリクルダウンなんかはしないわけですから、本当に農家の個々の所得を上げていこうとすれば、これをきちっと底上げをしていく、ボトムアップをしていく、このような施策を県としてはとっていく必要があるのではないかなと、こう思っております。こういうところの県内対策、どういうふうにお考えになっているのか。

例えば、これは国の話かもわかりませんが、個々の農家の所得の補償制度、こういうものの創設のために県としても精いっぱい動いていく、こういう選択肢もあってもいいのではないかと思います、改めてお考えをお伺いしたいと思います。

〔岡村昌和農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（岡村昌和） それでは、農業の小規模経営体のボトムアップにつきまして御答弁申し上げます。

専門的農業を目指す認定農業者がいる県内の約2000の農業経営体のうち、

経営発展途上にあるなどの理由によりまして、農業所得が500万円までに至らない経営体が7割程度を占めております。こうした経営体が経営を改善し、所得の向上を図っていくことが、もうかる農業を実現していく上で重要であるというふうに考えております。

このため、県では、発展途上にある経営体の経営改善を図るために、市町、J A、農業改良普及センターなどが連携する中で、生産面では、まず、経営規模が十分でない経営体を中心に面積規模を拡大するための農地の集積とか集約化、また、個人経営体における経営管理能力と信用力の向上を目指した経営の法人化、それと、収量や品質を向上させ、安定させるための栽培技術の向上、さらに、省力化や処理能力のアップなど生産性を向上させるための施設、機械の導入などの支援に取り組んでおります。

また、販売面につきましては、収入の拡大を目指しまして、みえフードイノベーションネットワークの活用によります農産加工品の開発や県内外における販路開拓、また、農林水産ひと結び塾などによります幅広い視野を持った経営に向けた流通や加工などの食品産業事業者などと連携する機会の提供などの支援に取り組んでおります。

今後は、さらに経営体個々の経営状況の課題の把握に努めるとともに、それぞれの課題に応じた生産面や販売面の支援も強化してまいりたいと考えております。

また、G A P、農業生産工程管理でございますが、このG A Pの推進も契機といたしまして、農産物の有利販売や経営者の経営管理能力の向上などに向けまして、市町、J A、農業改良普及センターなど関係機関が連携いたしましてきめ細かなサポートに取り組み、発展途上にある経営体の成長を促進していきたいというふうに考えています。

以上でございます。

〔40番 三谷哲央議員登壇〕

○40番（三谷哲央） 部長、ぜひ頑張っていたいただきたいなと、こう思います。

東京オリンピック・パラリンピックだとか、海外への販路拡大だとか、G A P

の認証の推進だとか、これはこれで非常に僕は大事だと思いますけれども、やはり、一番の底辺という失礼ですが、小規模で、先ほど少しおっしゃった、7割を超える500万円以下の所得の経営体、こういうところが本当に伸びてくる、上がってくるということでなければ、三重県のもうかる農業なんて絶対に実現しないわけですよ。そのためには、やはり経年の農業所得、これをやっぱりきちっと掌握していただいて、規模に応じて結構ですから、それが一定の成果指標として位置づけられる、そのように考えていかないと、もうかる農業が本当にもうかっているのかどうかというのはわからないんです。知事が、せっかく、もうかる三重は県民所得だと成果指標を上げておられるわけですから、やっぱり農業のほうでもそこをきちっと押さえていただくということは大事だと、こう思うんですが、その点いかがですか。

○農林水産部長（岡村昌和） 確かに、農業所得について指標に上げるというのは非常に重要かと思っておりますが、ただ、なかなかその把握が困難というふうなこともありまして、例えば、農業センサス等に基づくということになりますと5年に1度というふうになってまいりますので、計画に基づいて一年一年目標を立てて、評価、検証を行うというふうなサイクルを回していくに当たっては、やはり1年ごとの指標というのも重要だということも考えますので、現在のところは、今、生産額にしておりますが、今御提案いただいたことにつきましても、何らかのやれる方法についても研究をしていきたいと考えております。

〔40番 三谷哲央議員登壇〕

○40番（三谷哲央） ぜひお願いをしたいと思います。

次の問題に入らせていただきたいと思います。水田のフル活用、このことについて少し伺いをしたいと思います。

平成29年度三重県経営方針で需要に応じた水田のフル活用とありますが、本当に水田のフル活用、県下でなされているのでしょうか。確かに、私の地元の木曾岬農業センターのように、せんだって日本農業大賞を受賞したところですが、経営体の規模を拡大して、非常に合理的にしっかりやっていただ

いて、計画的かつ着実に規模を拡大して、雇用や人材育成など地域への貢献もあわせてやっていただいている、こういう例もあるんですが、これはどちらかというとし少し例外だろうと、こう思っておりまして、本当にもうかる農業というのをどんどんどんどん推進していけば、黙っていても水田はフル活用されてきて、耕作放棄地なんていうのは増えてくるということの余地はだんだんだんなくなってくるのではないかと、こう思っているんですが、実態は少し違うのかなと、こう思っています。

今、我が国の耕作放棄地と呼ばれている農地は40万ヘクタールを超えていると、こう言われていまして、実に富山県の面積に匹敵する、このような数字も出ております。じゃ、この三重県はどうかと、こういいますと、三重のデータボックスを見ましたら、2015年調査で7622ヘクタール、東京ドームでいうと168個分ぐらいの農地が放置されていると、今こういうことです。

耕作放棄地の増加の原因としては、既に多くの方から指摘されておりますが、農家の高齢化、担い手不足、さらには、農業収入だけではなかなか生活が成り立たないので、これが兼業化だとか、さらには後継者不足、こういうものにも結びついてきておりまして、こういうことが原因だと言われております。言いかえれば、もうかる農業が本当に具体的に進展していけば耕作放棄地は減少するはずですし、黙っていても水田のフル活用、おのずから実現してくるのかな、そんな思いがしております。とはいえ、言うのは簡単なんです、なかなかこれは難しいというのも先ほど来の議論の中であります。

もうかる農業、何回も言いますが、農業所得を上げる、これが今一番のポイントだと思っております、そのやり方というのは、先ほど来お話が出ていました、GAPの認証の推進だとか6次産業化だとか、それから、大規模化だとかいろんなことがあって、農そのものの付加価値を高めてくというのも一つの方向だろう、こう思っておりますが、他方、また別の方法もあるのではないかと、そのように考えておるところです。

最近、私の地元の木曾岬でも少しずつ目につくようになってきたんですが、ソーラーシェアリング、営農型太陽光発電、こういうのが少し目につくよう

になってまいりました。これは何かと、こう言いますと、農地の上に支柱を立てて、上にソーラーパネルを敷いて、下で農業をやるという、こういうやつなんです。先日、エネルギーから経済を考える経営者ネットワーク会議の事務局長をされている小山田さんの話を聞く機会がございました。

このエネルギーから経済を考える経営者ネットワーク会議というのは、東日本大震災以降、地域でエネルギーをつくる、こういう動きが顕著になってきた。これを受けて、地域エネルギー自治の確立を目標に、中小企業の経営人、経済人が集まって2013年に創設をされた。そういうことで、代表に小田原の鈴廣かまぼこグループの鈴木代表取締役が就任されているということです。

活動の主なものは、自然再生可能エネルギーの地域での導入、中小企業の現場での賢いエネルギーの使い方など、簡単に申し上げますと、省エネの実践、これを掲げて活動されている会がございました。現在、全国で375社加入されているということです。その活動の一環として、農業とエネルギーの組み合わせであるソーラーシェアリングの推進、これを提唱されています。

このソーラーシェアリング、先ほど申し上げましたように、支柱を立てて、上にソーラーパネルを敷設して、下で農業をやるということですから、当然のことながら、売電収入による農業経営の安定化や再生可能エネルギーの普及、こういうことにつながるという、そういう期待感も一方にあるんですが、本当にパネルの下でちゃんと農作物育つものというような、こういう不安も一方にあるわけです。

全国営農型発電協会というのがありまして、その資料によりますと、少し古いんですが、昨年の7月現在で全国のソーラーシェアリングの認可件数は775件、千葉県の149件や静岡県の73件、こういうところは全国的に見て多いところなんです。まだまだこれからの事業かなということだと思います。

このソーラーシェアリングのメリットとしては、当然、農業とエネルギーの両方から収入が得られるということ、それから、売電で現金収入が入ってきますから、営農継続のモチベーション、これが維持されやすい。その結果、

若年層の農業への回帰が期待できる、ひいては1次産業、食料自給率、こういうものの改善ができるのではないか、こういう期待感がある一方、農家、特にお年寄りの農家の方々は、農地にソーラーパネルをやるということに対する、かなり心の中での抵抗感があつたり、一時転用しなきゃいけないので、支柱を立てる部分だけ一時転用するということになるんですが、申請書類は煩雑であるし、受け付けの窓口の方もなれていませんから、なかなか事務処理等が煩雑になってしまうということらしいです。また、一時転用許可は3年ごとに更新をしなければいけないということで、これが申請者にとっても大きな負担になっているという話です。最も大きな課題は、全国にまだまだ事例が少ないものですから、こういうものやりたいときに融資を申し込んでもなかなか金融機関がオーケーのサインを出してくれないということなんです。

解決すべき課題は非常にまだ多い事業でございますけれども、まさにこれからの、耕作放棄地も含めた農地のフル活用のモデルの一つだと、こう思いますので、そういう普及に向けた県としてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

〔岡村昌和農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（岡村昌和） ソーラーシェアリングについて御答弁申し上げます。

農地は食料の安定供給に不可欠な生産基盤でありまして、優良農地を確保しながら適切な営農が行われることが重要であると考えています。

また、一方で、農業経営の改善が期待される営農型の太陽光発電設備、いわゆるソーラーシェアリングの設置など新たな需要への対応を検討していくことも必要であるというふうには考えています。

このソーラーシェアリングにつきましては、先ほども御紹介ありましたように、農地に支柱を立てまして、営農を継続しながら上部空間に太陽光発電設備を設置するというものでございまして、農地の転用許可に当たりましては、下部農地や周辺農地の営農に支障を与えないことが要件となっていると

いうことでございます。

また、これも紹介ありましたが、転用許可期間は3年以内というふうになっておりまして、下部農地で適切に営農が継続されているという必要があります。

このため、転用許可更新に当たっては、管轄する農業委員会と緊密に連携をとりながら、慎重に審査を行いまして判断する必要があるというふうにも考えております。

耕作放棄地の発生を未然に防止いたしまして農地を有効に活用していくためのソーラーシェアリングの導入につきましても、全国の中には効果を上げている事例はありますが、一方で、転用の許可条件であります、8割以上の生産性を維持することといったような営農の適切な継続についてという課題でありますとか、あるいは日陰になっても影響の少ない営農作物の選定といったような課題が見受けられるのかなというふうにも考えておりまして、このため、本県においては、引き続き国や他の都道府県の動向等を注視するとともに、生産者をはじめ、市町や農業委員会などから幅広く意見を聞きながら対応をしていきたいというふうにも考えております。

〔40番 三谷哲央議員登壇〕

○40番（三谷哲央） 農林水産部長が確かにおっしゃるように、いろんな課題がたくさんあると思います。ただ、このソーラーシェアリングというのは、優良農地だけじゃなくて、余り作柄のよくない不良農地であってもできるという、そういうメリットも当然あるわけですし、それから、日陰でほんとうに育つのかという、これは誰でも不安に思うことなんですけど、私もよくわかりませんが、光の飽和点というようなものがあって、作物によって光の当たる必要量というものが決まっておるようでして、そのあたりのところをきちっと検討してそのとおりにやれば、さほど心配が要らないという、そういう説もございまして、ぜひ前向きに御検討いただきたいなと、こう思います。

余り時間ありませんので、次の項に移らせていただきたいと思います。

ヘイト対策についてお伺いしたいと思います。

今月、この6月で、外国人への不当な差別的言動は許されないんだと定めた、日本で初めての反人種差別法と言われるヘイトスピーチ対策法の成立、施行から1年を迎えました。昨年になってようやく法制定が実現いたしましたのは、長い間にわたってまさに文字どおり標的とされ攻撃を受けてきた在日コリアンの方々が、国会で被害を訴え、対策を求めてきたことがようやく実を結んだその成果だと、こう言えます。

罰則のない理念法ではありますが、それなりに一定の成果が出ていると、こう言われています。警視庁の調査によりますと、この種のデモは減少しており、2013年から2014年、このころには年間約120件あったというのが、昨年は39件だということでございますから、法の施行効果が出てきているのかなと、こう思っております。

しかし、一方で新たな課題もたくさん出てきておまして、例えば、ヘイト認定の国の指導を逆手にとった、そのような、例えば、朝鮮人を朝鮮というふうに変えてみたり、帰れ、死ねと言っていた言い回しを少しソフトに変えてみたりと、実質的に内容が何ら変わらないにもかかわらず、法のすき間をいかくぐるような言動が多々見受けられるということでもあります。さらに、ネットやSNSの上では、匿名を隠れみのに排外的な表現が以前にも増して、対策法なんかどこ吹く風と、そんな感じで飛び交っている、それが今の現状であります。

この現状を少しでも変えようと、徐々にではありますが、全国の自治体で取組が始まっております。先日、日弁連、日本弁護士連合会が、全国93自治体、47都道府県とヘイトスピーチが行われているとされている46市区へのアンケート結果を発表しました。当然三重県にもお問い合わせがあったのかなと思います。

この法制定を受けて、公共施設の使用許可の運用を変更したのが7自治体、変更を検討しているのが11自治体、新たな紛争防止解決機関については14自治体が設置を検討している、このような回答があったということでもあります。

具体的に申し上げますと、公園や公民館など公共施設の使用許可の運用を変更したのは、東京都、愛知県、福岡県、東京都新宿区、渋谷区、そして、横浜市と川崎市、この7自治体であります。変更を検討しているというのは、京都府、茨城県、埼玉県、新潟県、長野県、鳥取県、そして、東京都港区、埼玉県越谷市、愛知県豊橋市の計11自治体です。さらに、集会を事前規制するガイドラインや条例づくりの取組も、川崎市、名古屋市、神戸市などで始まっております。

国は、要望があれば自治体へヘイトスピーチの具体例を示すなど取組の加速化を図っていますし、それぞれの自治体に対しては相談窓口の設置や人権教育の充実、啓発活動などの施策を地域の実情に応じて講じるよう求めているところです。もっとも、自治体には具体的な例は示していますが一般には公開していないということです。まだまだ試行錯誤かな、そういう感じがしますが、情報の共有、そういうことから考えれば、まだまだ国のほうの対応も課題、問題の多いことだと思っております。

今さら申し上げるまでもありませんが、人権は一人ひとりの問題であります。国際人権規約や人種差別撤廃条約などは、身近な生活の場である自治体でこそ実現されるべき事柄であります。

また、ヘイトスピーチの対象になるのは在日コリアンの方々だけとは限りません。例えば、本県にもたくさんおられる日系ブラジル人の皆さん方も例外ではないということです。それだけに三重県も無縁ではない、そういうことなんです。

そこで、法施行後この1年間で、三重県のヘイト対策、ヘイトスピーチ撲滅への取組がどう変わってきたのか。何も変わっていないのか。それとも、そもそもこの三重県にヘイト対策というのはあったのかどうか。また、これからこの法施行を受けてどう取り組もうとしているのか、その点もあわせてお伺いをしたいと思います。

〔井戸畑真之環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（井戸畑真之） ヘイトスピーチ対策法施行後の取組について

御質問いただきました。

差別的言動を繰り返すヘイトスピーチは、その対象となった方々を深く傷つける許されない行為だと考えております。

県としましては、いわゆるヘイトスピーチ対策法の趣旨をしっかりと受けとめ、外国人の人権をテーマにした講演会や外国人住民との交流イベントの開催といった啓発事業に加え、県庁舎へのポスターの掲示やホームページを活用した法律の周知などに取り組み、ヘイトスピーチは許されない行為であるという意識の醸成に努めているところでございます。

本年度は、こうした取組に加えまして、県民の皆さんに一層の理解を深めていただけるよう、ヘイトスピーチなど外国人差別の問題をテーマにした講演会を、桑員地域におきまして、県民の皆さんや教職員、行政関係者等を対象に開催する予定でございます。

また、人権問題に関する相談を受ける相談員等を対象に、外国人の人権問題に係る研修会も開催することとしております。

さらに、改めて県庁舎への啓発ポスターの掲示を徹底したほか、多くの県民の皆さんに利用いただいております県総合文化センターにおいてもポスターの掲示を行い、県としてヘイトスピーチを許さない姿勢を明確にしているところでございます。

今後につきましては、引き続き法律の周知や啓発活動を行うとともに、国や実際にヘイトスピーチが行われているという自治体の取組状況等も注視しながら、どのような手法をとるのが最も効果的かという点も考慮して、外国人住民を含め県民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指し取組を進めてまいります。

〔40番 三谷哲央議員登壇〕

○40番（三谷哲央） 環境生活部長の今のお話は、今度は啓発とポスター等を張ってとか講演会をやって意識の醸成をやる、それだけですよね。様々なところで運用を変えていったり、相談機関を新たに設置したり、様々な動きが全国では少しずつですが出てきておりますが、そういうことをやろうとか、

そういうことを前向きに検討しようというお気持ちは全くないんですか。

○**環境生活部長（井戸畑真之）** 例えば、相談機能につきましては、現在、人権センターにおいて相談窓口を置いておりますけれども、そういうところでも当然受け付けてまいりますし、社会状況の変化によって人権問題というのはどんどん多様化しております。例えば、インターネット上の人権侵害であったりとか、あるいは性的マイノリティーの問題とか、この人権問題の課題というのは多様化しておりますので、こういったものに的確に対応していく、その中で、当然ヘイトスピーチについても、我々としては、しっかりと県内での発生状況あるいは他県での取組等も研究しながら必要な施策を打っていきたいと考えております。

〔40番 三谷哲央議員登壇〕

○**40番（三谷哲央）** 例えば、県有施設の使用許可等の運用、こういうものに一定の考え方を入れていく、そういうことは全然御検討にはならない、そういうことですか。

○**環境生活部長（井戸畑真之）** 今のところ、各施設の利用におきましては、まず原則としては、自治体としては、正当な理由がない限りは施設の利用を拒んではならないという大原則がございますし、憲法が保障する集会の自由とか表現の自由とのバランスもございます。そういうことで、今のところ、私どもとしては、それぞれ管理に係る条例等勘案して、個別案件ごとに判断することで現在は考えておりますけれども、今後、また必要となれば、そういった対策につきましても検討してまいりたいと思います。

〔40番 三谷哲央議員登壇〕

○**40番（三谷哲央）** 時間が余りありませんので余り言いませんけれどもね、今後必要になれば検討していきたいという、そういう答弁というのは、僕は、今回の法施行の理念を全く考えていない言動だと、こう思います。転ばぬ先のつえをつくということもありますが、やはりこういう問題が起きてから、必要が出てきてから何らかの対応を検討しますという話ではなしに、現に法律ができていくわけですから、この法に従って県としてしっかりとした対応

を考えてくというのは当然のことだと思いますが、非常に僕は消極的だなど、非常に残念だなど、このように思っております。今後、ぜひこういう事柄も含めて御検討いただきたいな、こういうふうに要望させていただいて、時間がないので次の課題に行かせてもらいたいと思います。

これもまた同じように絡んでくるんですが、ダイバーシティ社会の推進ということです。

知事、この6月定例会会議の知事提案説明の中で、ダイバーシティ社会の推進というこの1項を上げられております。その中で、知事は、伊勢志摩サミット三重県民宣言において、四つの決意の一つとしてダイバーシティ社会実現の思いを表明していますと、こうした上で、ダイバーシティ社会の実現に向けた県の考え方を示す推進方針を年内を目途に策定し、取組を進めていく、こういう旨の決意を述べられております。

確かに、G7、伊勢志摩サミット首脳宣言、さきの一般質問のときにもありましたが、この首脳宣言の前文では、自由、民主主義、法の支配及び人権の尊重を含む共通の価値及び原則によって導かれるグループとして引き続き結束、こういうふううたわれておりますし、今回の伊勢志摩サミット三重県民宣言の前文でも、私たちは、これまでの歴史の中で、多様性への寛容や交流、自然との共生、伝統文化の創造と発展、安全で平和な社会への祈りを実践してきた、こういうふうに書かれております。そして、その伊勢志摩サミット三重県民宣言の四つの決意の第1、イの一番が、自分とは違うことを価値と認め合い、国内にとどまらず、様々な国の様々な立場の人たちとつながって、誰もが挑戦、活躍できる社会にしますと、こうなっておるわけです。

また、オバマ大統領、今日は伊勢神宮の話も出ましたが、オバマ大統領が伊勢神宮に訪問されたときに、こういうふうに記帳されているんですね。神聖なこの地を訪れることができ非常に光栄に思います。世界の中の人々が平和に、理解し合って共生できるようお祈りいたします。こういうふうに書かれています。まさに平和、人権、共生、こういう価値観というのは、G7、サミットに集まった首脳の共通の価値観だと、こう思っております。

今回、伊勢志摩サミットのレガシーを生かすという意味合いで知事が年内目途に策定をとおっしゃっている推進方針は、首脳宣言の前文にあるような共通の価値及び原則によって導かれるグループの一員であるということを確認するとともに、県民宣言前文の多様性への寛容や交流、また、四つの決意の自分とは違うことを価値として認め合う社会の実現に資するものでなければならないと、こう思っております。ぜひオバマ大統領の思いも生かしていただきたいなど、こう思いますが、改めて推進方針策定に向けての知事の思い、考え方をお伺いしたいと思いますし、先ほど来、部長のよくわからない御答弁にありましたヘイトスピーチ、これに対する知事の考えもあわせてお伺いをしたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） ダイバーシティ社会の実現に向けた思いとヘイトスピーチに対する考え方ということであります。

先ほど議員からも御紹介ありましたとおり、県におきましては、年内を目途に県の推進方針を策定するというようにしておりますが、本年4月に、私を本部長とする三重県ダイバーシティ社会推進本部を設置したところであります。

三重は、我が国において特に地理的、文化的に多様であり、様々な交流を通じておもてなしの心や他者を受け入れ共存する精神が今日に受け継がれるなど多様性への寛容という素地があり、これは三重の大きな強みです。また、世界に目を向ければ、多様な人種や価値観などに排他的な価値観を有する国は発展してこなかったことを歴史は語っています。ダイバーシティは、国家や社会の発展や持続可能性を高めるために重要であると考えております。

さらに、企業活動においても、人材確保やグローバル経営を進めていく上で女性の活躍や働き方改革などを経営戦略と位置づけるダイバーシティ経営が注目されています。例えば、これまで長時間労働が当たり前とされていた働き方も、育児や介護など一人ひとりの事情を踏まえた多様な働き方へと変わりつつあるなど、誰もが挑戦し、活躍できる社会に向けて、一人ひとりの

ライフスタイルや価値観を大切にするとともに多様性のある社会のシステムやルールへの変革が今求められていると考えております。

また、中小企業の人手不足の危機的状況の改善のためにも、ダイバーシティの考え方に即した働く環境の整備は必須であります。

今後、推進方針の具体的な内容については、推進本部等において全庁横断的に効果的な取組展開などを議論するとともに、有識者をはじめ市町、団体、企業、県民の皆さんからの様々な御意見をお聞きしながら検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

今、三谷議員がおっしゃっていただいたような、県民宣言を受けたこととか、あるいはオバマ大統領の言葉とか、そういうものもしっかり議論の素地にしていきたいと思いますし、そもそもダイバーシティの考え方は、多様性であり、自分とは違うことを価値と認め合い、性別や年齢、障がいの有無、国籍等にかかわらず、誰もが希望を持って挑戦、活躍できる社会というふうなことで考えておりますし、そういうダイバーシティをより取り入れることで個人も、組織、社会も成長できる、そういうような観点で、プラス志向でのダイバーシティ、そういうものを何とか打ち出していければというふうに思っております。

へイトスピーチにつきましては、先ほど環境生活部長が答弁したところでありますけれども、個人の尊厳を守ることからも、健全な社会として持続的に成長していく観点からも、決してあってはならないことであります。三重県は、人口当たりの外国人登録者数が全国トップクラスであるなど多文化共生に注力してきた地域でもありますので、なおさらだというふうに思います。

特に外国人児童・生徒も全国トップクラスに多いことから、子どもたちが傷つけ合ったりするようなことがあっては決してならず、そのためにもまずは大人が範を示していくとともに、子どもたちに対しても、多文化共生社会の実現に向けた啓発、教育等の取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

〔40番 三谷哲央議員登壇〕

○40番（三谷哲央） 知事、ぜひ、ヘイトスピーチ等の対策は具体的なものに結実をしていてもらいたい。もちろん啓発も大事なんですよ。それから、意識の醸成も大事なんですよ。しかし、それだけでとどまるものでは決してないということだと思いますから、今後、県有施設、こういうケースならばどうやってするのか、こういう場合ならどうするのかということも具体例を、全国からいっぱい例は挙がってきていますから、そういうものも前向きに御検討いただいて、ぜひ、本当に共生ができる、そういう、三重県は本当にいいよというような県に育て上げていただきたいなと心からお願いを申し上げます。

時間がありませんので、最後の木曾岬干拓地の土地利用について、しつこいと思われるかもわかりませんが、誰も言う者がいないので、私のほうからも言わせていただきたいと、こう思います。

また政策集の話をして申しわけないんですが、1回目の政策集の中で、木曾岬干拓について書いていただいています。現在未利用となっている木曾岬干拓の土地利用を早急に検討、例えば、航空宇宙産業、クリーンエネルギーなどの企業集積、単発的な観光などではなく、市町にも増収のメリットがあり、50年後を念頭に置いた計画策定と実施、こういうふうに書いてあるんですね。また、直近のやつにもちょっとだけ、開花の種ということで、種ですからちょっとだけなのかと、こう思いますが、書いてありまして、両方の政策集にもちゃんと木曾岬干拓を忘れずに書いていただいているということは僕は評価できると思います。

その中でも、既に実現してきているものがあるんですね。クリーンエネルギーの集積。太陽光、メガソーラーの発電所が伊勢湾岸自動車道から南に広がっております。あのことは、400ヘクタールを超える木曾岬干拓の中で、まだ面積的にはわずかであっても、農地以外にあの土地利用ができるんだということの道を開いたということでは、僕は高く評価ができる、こう思っています。いよいよ残された課題は、50年後を念頭に置いた計画の策定、実

施まですぐ行かないと思うんですが、計画の策定だと思います。

御承知のとおり、伊勢湾岸自動車道から北のところ、61ヘクタールぐらいあるんですが、そのうちのわんぱく原っぱの第1期工事、24ヘクタールぐらいが今年で供用開始後5年を迎えます。国との払い下げの約束の中で、当面利用する計画どおりやってくださいね、公共目的でやってくださいね、それは5年間やってくださいよと、こういう約束になっています。5年たてば、高度利用等々お考えいただいても結構ですよという、そういう約束のその5年が、まさに今年で第1期のところは終わる。第2期のところは、平成27年から始まっていますから、2年後にいよいよ高度利用ができるという状況になってきましたので、もうそろそろ、難しいのは重々承知の上で申し上げておりますが、知事がせつかく二つの政策集で県民とかたい約束をされた事柄だけに、もう来年から使えるということなら、今年から計画をそろそろ立ててもいいのではないかと、こう思っております、すぐに知事にお伺いするというわけにはいかないので、まず地域連携部長のほうから御答弁をお願いしたいと思います。

〔鈴木伸幸地域連携部長登壇〕

○地域連携部長（鈴木伸幸） それでは、木曾岬干拓地の都市的土地利用の取組について御答弁申し上げたいと思います。

議員御紹介のとおり、木曾岬干拓地の伊勢湾岸自動車道より北側のところにございますわんぱく原っぱの第1期につきましては、平成30年から都市的土地利用が可能となるということになりますので、26年に都市的土地利用計画をつくっておりますので、その計画に沿いまして、私ども、企業に向けてアンケート等をこれまでとってまいりました。

ただ、その中で、先行きが不透明であるとか、拠点を増やすことはなかなか考えていないとか、新規の動きはないということではなかなかいい回答をいただいていないのは確かでございます。とは申しまして、都市的土地利用が可能となる時期が間近に迫っております中で、今後、企業誘致の取組も一層加速して具体化していかなければならないということは私どもも十分承知

をしておりますので、まずは、企業が立地に向けた検討に入っただけ
よう、今年度から来年度にかけまして、誘致に係る条件の設定に向けた取組
をやってまいりたいというふうに考えております。

〔40番 三谷哲央議員登壇〕

○40番（三谷哲央） ぜひ企業が出てきやすい条件整備、例えば、地盤が悪い
ですから、下のくいは県のほうで負担しますよとかね、そういうふうな出て
きやすい条件整備をぜひやっていただきたいなと思うんですが、最後に、知
事、約束事ですから決意表明してください。

○知事（鈴木英敬） この半世紀にわたって塩漬けになっていた木曾岬干拓を
一歩動かし、また次のステージというのが今回のわんぱく原っぱの第1期の
ところだと思いますから、しっかり地元の皆さんの熱い思いも受けとめてそ
の期待に応えたいと思いますし、三谷議員も既にいろんな御尽力をいただ
いているというふうにも聞いておりますので、我々もしっかり頑張っていきた
いと思います。

〔40番 三谷哲央議員登壇〕

○40番（三谷哲央） 知事の熱い思いを最後に聞かせていただきましたので、
これで質問を終結させていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（水谷 隆） 本日の質問に対し関連質問の通告が1件あります。

中村進一議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許し
ます。7番 稲森稔尚議員。

〔7番 稲森稔尚議員登壇・拍手〕

○7番（稲森稔尚） 皆さん、お疲れさまです。伊賀市選出、草の根運動いが
の稲森稔尚です。

中村進一議員の平和政策についてということで、中村進一議員の平和への
思いを次世代に私はつないでいくという、そういう決意を込めて関連質問を
させていただきたいというふうに思っていますので、10分ほどお許しをいた
だきたいと思います。

1番目なんですけれども、全国知事会米軍基地負担に関する研究会につい

てということで上げさせていただきました。

この研究会なんですけれども、沖縄県の翁長知事が、沖縄県の実情ですとか基地負担について全国で目を向けてもらいたい、共有をしてもらいたい、考えてもらいたいということで提案をされて設置をされた研究会というふうに伺っております。現在、北海道、岩手県、埼玉県、神奈川県、岐阜県、京都府、山口県、徳島県、大分県、沖縄県、そして三重県、11人の知事が委員になって研究会をされているというふうに聞いています。

そこで、3点ほどまとめて伺いたいんですけれども、全国知事会米軍基地負担に関する研究会の内容についてお伺いします。沖縄県知事からはどのような沖縄県の実情などが提起をされてきたか伺います。沖縄県の過重な基地負担に対する知事の所見をお伺いしたいと思います。

以上3点、よろしくお願ひします。

○知事（鈴木英敬） 沖縄県の負担に関する所見ということで、米軍基地の負担の大半を沖縄県でしていただいているということは、我々は重く受けとめなければならないことだと思っています。

その上で、様々な沖縄県民の皆さんの思いに寄り添った基地負担の軽減にしっかり不断の努力をしてほしいということと、それから、一方で、この厳しさを増す東アジアや我が国を取り巻く安全保障状況、これにしっかり対応する、この両方について、国のほうでは日米で緊密に連携してしっかり取組をしてほしいというふうに思います。

じゃ、具体的にどうするのかというのは、国のほうでしっかり考えていただければと思いますし、あわせて、そういうような、今御紹介いただいた研究会が行われましたので、7月の岩手県で開催される全国知事会での研究会の状況が報告されるということでありますので、座長は上田埼玉県知事ですけれども、座長の問題提起を受けて、全国知事会の中で議論を深めていきたいというふうに思います。

○戦略企画部長（西城昭二） 全国知事会米軍基地負担に関する研究会及びその中での沖縄県知事からの提起について補足をさせていただきます。

この研究会は、日米安全保障条約と日米同盟の趣旨を踏まえつつ、沖縄県をはじめとする在日米軍基地に係る基地負担の状況について広く理解し研究するという目的で全国知事会の中に設けられたものでございます。

議員から御紹介がありましたように、上田埼玉県知事を座長に、本県知事を含む11名の道府県知事で構成されておりまして、本県知事は、米軍基地所在の有無、つまり、米軍基地が所在しない県の代表という形で全国知事会長の山田京都府知事から指名する形で就任をしております。

これまでに3回研究会が開催されておりまして、第1回の研究会が開催された中で、沖縄県知事から沖縄県における米軍基地の現状についての説明がなされております。翁長沖縄県知事は、一番残念なのは、沖縄県に対する誤った認識のもとで日米安保や米軍基地のあり方が議論されてきたことだというふうに述べられて、次の2点を述べられたというふうに報告を受けております。

一つは、日本の安全保障は日本国民全体で考えていただきたいということ、もう1点は、米軍基地は沖縄県の経済発展の最大の阻害要因となっている。

以上でございます。

〔7番 稲森稔尚議員登壇〕

○7番（稲森稔尚） 1回目の研究会の中で、沖縄県の経済は基地経済で回っているという誤ったイメージが定着をしているということに沖縄県の翁長知事が大変懸念を示されたということで、基地にどれぐらい県の経済が依存しているかということなんですけれども、復帰前の30%から現在は5%ほどになっていまして、返還された土地の自由な土地利用によって、むしろ経済発展、雇用が生まれたり経済活動が活発になったりしているんだということを訴えられたということで、その日の埼玉県の上田知事のブログの中には、自分の無知ぶりを深く恥じ入ったというふうな、そんな書き込みもありました。やっぱり、そういう沖縄県でない日本本土なり、あるいは米軍の基地がない都道府県の一つとして、やっぱりこの実相にもっと目を向けていってもらいたいなというふうに思っているんですけれども、3回研究会が開かれたとい

うことなんですけれども、残念なことに、知事、まだ一度も御出席されていないというふうに思うので、ぜひ、東京事務所任せじゃなく、参加をしていただきたいなど。そして、沖縄県の翁長知事と交流を図っていただきたいというふうに思うんですけれども、その辺の認識はどうでしょうか。

○知事（鈴木英敬） ウェブ参加もできない日程に3回ともはめられていますので、私が行きたくなくて行っていないのではなくて、県内の公務を優先する中で参加できなかったということでもありますので、そこは、何か僕が避けているかのようなことは思わないでいただきたいなと思いますのと、翁長沖縄県知事とはいろんな物産の交流の話とかもいろいろしたりをしておりますし、沖縄の皆さんとも議論していますが、機会があればというか、公務が合えば、ウェブ参加でも含めて、ぜひ私は参加したいというふうに思っております。

〔7番 稲森稔尚議員登壇〕

○7番（稲森稔尚） ありがとうございます。大変気持ちのこもった答弁をいただいてよかったです。

先日、大田昌秀沖縄県の元知事が亡くなりました。私、二十のとき初めて、学生の時初めて沖縄へ行ったんですけれども、そこで大田県政の時代に建設された県営の平和祈念公園、そして、そこに平和の礎というのがあるんですけれども、そこには、敵味方関係なく、軍属か民間人が関係なく、全ての沖縄戦で亡くなられた、アメリカの方も含めて、日本の方も含めて、全ての20万人余の方の名前が刻まれているということに大変感動しました。これから三重県が平和政策とかダイバーシティとかを進めていく中で最も大事なものは、他者の違いに対してどれだけ寛容であるかということやと、僕は本当にそのとき、学生時代に思ったわけなんですけれども、やっぱりその沖縄の実相を知っていただいて、ぜひ知事とももっとフレンドリーになっていただいて、寛容の精神とか和解の精神とかを、教育長にも伝えたいんですけれども、それを平和行政なり平和教育にしっかり生かしていただくことを心からお願いして関連質問を終えさせていただきたいと思います。ありがとうございます

ございました。(拍手)

○副議長(水谷 隆) 以上で、県政に対する質問を終了いたします。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○副議長(水谷 隆) お諮りいたします。明17日から29日までは委員会の付託議案審査等のため休会といたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(水谷 隆) 御異議なしと認め、明17日から29日までは委員会の付託議案審査等のため休会とすることに決定いたしました。

6月30日は、定刻より本会議を開きます。

散 会

○副議長(水谷 隆) 本日はこれをもって散会いたします。

午後3時12分散会